

第4章 資 料

第4章 資料

1 東京都生活文化局私学部の組織と予算

(1) 東京都生活文化局私学部の組織 (令和8年4月1日現在)

生活文化局私学部	
私学振興課	
管理担当	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務事務に関する事。 私立学校関係者の表彰等に関する事。 部内他の課及び担当に属しない事。
企画振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 私学振興に係る企画・調査に関する事。 私学団体助成に関する事。 学事システムの運用管理及び部内OAシステムの総合調整に関する事。 私立専門学校における修学の支援に関する事。
保護者負担軽減担当	<ol style="list-style-type: none"> 私立学校等への進学助成に関する事。 東京都育英資金に関する事。
助成担当	<ol style="list-style-type: none"> 私立学校助成に関する事。 認定こども園助成に関する事。 私立学校助成審議会に関する事。
私学行政課	
専修各種学校担当	<ol style="list-style-type: none"> 私立の専修・各種学校の設置、廃止及び学校法人の設立、解散の認可並びに指導監督に関する事。 私立学校審議会に関する事。 私立学校の調査統計に関する事。 留学生に係る私立専修学校、各種学校への指導監督に関する事。 課内他の担当に属しない事。
幼稚園担当	<ol style="list-style-type: none"> 私立幼稚園の設置、廃止及び学校法人の設立、解散の認可並びに指導監督に関する事。 認定こども園の認定等に関する事（福祉局、教育庁に属するものを除く。）。 子ども・子育て支援新制度への対応に関する事。
小中高校担当	<ol style="list-style-type: none"> 私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の設置、廃止及び学校法人の設立、解散の認可並びに指導監督に関する事。
学校会計指導担当	<ol style="list-style-type: none"> 学校法人会計基準の指導に関する事。
連携支援課	<ol style="list-style-type: none"> 私立学校教員等の人材支援等に関する事（他の局及び課に属するものを除く）。

第4章 資料

(2) 令和8年度私学部所管予算

(単位：千円)

事業名	開始年度	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率	主要増減説明等		
校費	高等学校経常費補助	S 25	(10,887,778) 76,638,156	(10,825,935) 74,270,538	(61,843) 2,367,618	3.2%	標準的運営費 補助率 50%	
	中学校経常費補助	S 25	(4,898,832) 34,397,748	(4,530,569) 31,396,921	(368,263) 3,000,827	9.6%	標準的運営費 補助率 50%	
	小学校経常費補助	S 25	(1,330,264) 8,883,011	(1,277,428) 8,443,428	(52,836) 439,583	5.2%	標準的運営費 補助率 50%	
	幼稚園経常費補助	S 25	(2,799,744) 17,460,734	(2,654,304) 17,093,247	(145,440) 367,487	2.1%	標準的運営費 補助率 50%	
	小計		(19,916,618) 137,379,649	(19,288,236) 131,204,134	(628,382) 6,175,515	4.7%		
	特別支援学校等経常費補助	S 26	(1,034,488) 2,733,913	(1,136,408) 2,866,250	(101,920) △ 132,337	△ 4.6%	特別支援学校高等部 ①1,631,000→①1,655,000 特別支援学校高等部以外 ①1,617,000→①1,642,000	
	通信制高等学校経常費補助	S 38	(0) 155,850	(0) 144,773	(0) 11,077	7.7%	④43,100 生徒数 3,359人→3,616人	
	計		(20,951,106) 140,269,412	(20,424,644) 134,215,157	(526,462) 6,054,255	4.5%		
	運営費補助	幼稚園教育振興事業費補助	S 62	452,880	550,307	△ 97,427	△17.7%	@77,661→@84,666 7,086人→5,349人
		幼稚園特別支援教育事業費補助	S 58	633,472	614,656	18,816	3.1%	@784,000→@784,000 784人→808人(24人)
専修学校教育振興費補助		S 59	675,712	651,126	24,586	3.8%	学校法人 18校→18校 2,133人→2,155人(22人) 個人立等 3校→2校 95人→70人(△25人)	
専修学校特別支援教育事業費補助		H 15	143,158	201,429	△ 58,271	△28.9%	@815,500→@827,500 247人→173人(△74人)	
専修学校職業実践専門課程推進補助		H 30	363,950	371,375	△ 7,425	△ 2.0%	@5,000円 74,275人→72,790人(▲1,485人)	
外国人学校教育運営費補助		H 7	95,055	89,805	5,250	5.8%	@ 15,000 5,987人→6,337人(350人)	
計			(0) 2,364,227	(0) 2,478,698	(0) △ 114,471	△ 4.6%		
施設整備等補助		私立学校安全対策促進事業費補助	H 15	(712,000) 1,953,903	(742,000) 1,760,918	(△ 30,000) 192,985	11.0%	耐震工事、アスベスト対策、非構造部材耐震対策工事 体育館への空調設備整備 防災力向上事業 暑さ対策
		私立学校省エネ設備等導入事業費補助	H 21	2,254,268	2,062,868	191,400	9.3%	LED化等工事：補助対象限度額 1,500万/校 空調更新工事：補助対象限度額 原則5,000万/校 ※特例で1億円まで対象
		私立学校デジタル教育環境整備費補助	H 27	4,031,182	3,840,542	190,640	5.0%	高校の端末整備 3,558,427千円 周辺機器等整備 472,755千円
	産業・理科教育施設整備費補助	産S27 理S31	34,569	38,945	△ 4,376	△11.2%	産振 2,840千円→494千円(▲2,346千円) 理振 36,105千円→34,075千円(▲2,030千円)	
	私立幼稚園等環境整備費補助	H 21	(87,432) 129,716	(96,316) 125,088	(△ 8,884) 4,628	3.7%	23年度・24年度は事業休止、25年度二定補正にて復活 ICT化支援事業(H29～)、医療的ケア児(R8～)	
	認定こども園整備費等補助	H 27	(28,255) 580,632	(25,034) 579,866	(3,221) 766	0.1%	保育士等キャリアアップ補助等8事業	
	私立専修学校教育環境整備費補助	設S59 図H元	537,487	526,616	10,871	2.1%	教育設備・研究用図書、専修学校評価促進等	
	計		(827,687) 9,521,757	(863,350) 8,934,843	(△ 35,663) 586,914	6.6%		
	その他補助	私立高等学校都内生就学促進補助	H 14	495,349	485,089	10,260	2.1%	@ 19,000 25,531人→26,071人(540人)
		私立学校グローバル人材育成支援事業費補助(海外留学)	H 25	913,076	733,172	179,904	24.5%	海外留学 962人⇒1,160人(198人)
私立学校グローバル人材育成支援事業費補助(JET)		H 27	1,166,700	1,025,058	141,642	13.8%	ALT200人	
私立学校グローバル人材育成支援事業費補助(海外教員派遣)		H 28	37,401	30,310	7,091	23.4%	対象教員数32人	
私立学校グローバル人材育成支援事業費補助(外部検定)		H 29	387,181	359,973	27,208	7.6%	平成29年度事業開始 対象人数40,000人	
私立幼稚園等施設型給付費負担金		H 27	10,028,610	9,260,683	767,927	8.3%	幼稚園 193施設→212施設 こども園 128施設→141施設	
私立幼稚園等教育体制支援事業費補助		R 3	(240,090) 535,694	(213,531) 483,963	(26,559) 51,731	10.7%	学法480,180千円 個人立等55,514千円 R3最終補正より実施	
私立幼稚園等特色教育等推進補助		H 27	(17,974) 76,311	(15,247) 64,003	2,727 12,308	19.2%	地域教育 109園→129園 保育体験の受入 80園→100園	
私立幼稚園等一時預かり事業費補助		H 27	2,335,387	2,069,745	265,642	12.8%	一時預かり 2,069,096千円→2,335,387千円 緊急一時預かり 649千円→0千円	
私立幼稚園預かり保育推進補助		H 14	(171,917) 840,516	(177,598) 915,874	(△ 5,681) △ 75,358	△ 8.2%	経常費特別補助分を統合(27年度～)	
私立学校教育振興資金融資利子補給	S 56	431,887	250,560	181,327	72.4%	融資枠 50億円 利子補給率4%以内 H30貸付分より利差補給		
私立学校教育課題解決促進事業費補助	R 8	50,000	0	50,000	皆増	1校上限2,000千円×補助率1/2×50校		
計		(429,981) 17,298,112	(2,554,889) 15,427,870	(△ 2,124,908) 1,870,242	12.1%			

第4章 資料

事業名	開始年度	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率	主要増減説明等	
保護者負担軽減に關する助成	高等学校等就学支援金	H 22	(64,999,076) 86,581,795	(23,191,369) 23,191,369	(41,807,707) 63,390,426	273.3%	法定受託事務 90,340人→193,180人 (102,840人) 所得制限撤廃 上限額の引上げ (396,000円⇒457,200円)
	高等学校等就学支援金 学校事務費補助	H 23	443,928	336,832	107,096	31.8%	
	高等学校等特別奨学金補助	S 48	8,015,067	64,250,851	△ 56,235,784	△87.5%	補助対象生徒数(都認可外含) 164,171人→152,456人 (▲11,715人)
	高等学校等奨学給付金 事業費補助	H 26	(1,092,335) 2,268,239	(550,452) 1,946,334	(541,883) 321,905	16.5%	国制度改正に伴う支給範囲・単価増 (例: 全日制・定時制 152,000円(年収270万円~380万円世帯50,670円、380万円~490万円世帯38,000円)) *高等学校等学び直し支援金(H29~) 専攻科支援金(R2~)を含む
	私立中学校等特別奨学金補助	R 5	8,214,736	8,578,074	△ 363,338	△ 4.2%	都内に在住する私立中学校等に通う生徒を対象に、 授業料の一部(年額10万円)を助成 75,669人→72,051人 (▲3,618人)
	私立中学校等授業料保護者負担軽減臨時特別事業費補助	R 8	1,441,020		1,441,020	皆増	都内に在住する私立中学校等に通う生徒を対象に、 授業料の一部(年額2万円)を助成 72,051人
	高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	S 59	1,968	2,146	△ 178	△ 8.3%	1,835冊→1,529冊 (▲306冊)
	高等学校等入学支度金貸付利子補助	S 43	14,628	8,360	6,268	75.0%	貸付額 @250,000 平成11年度から利子補給方式
	私立幼稚園等施設等利用負担金	H 31	5,145,114	5,659,233	△ 514,119	△ 9.1%	
	幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	S 47	3,796,509	3,809,659	△ 13,150	△ 0.3%	第一子無償化(R7~) 園保護事業園児数 99,101人→99,043人 (▲58人)
助成	私立専修学校授業料等減免費用負担金	R 2	(4,959,718) 9,919,437	(3,827,283) 7,654,566	(1,132,435) 2,264,871	29.6%	理工農系の世帯年収目安600万円以下の学生(R6~) 多子世帯(所得制限なし)(R7~)
	私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	H 23	(1,124) 1,685	(1,096) 1,642	(28) 43	2.6%	授業料等減免事業費補助 1,471千円⇒1,514千円 臨時支援金 171千円⇒171千円
	私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助	R 8	1,513,283		(0) 1,513,283	皆増	
	計		(71,052,253) 127,357,409	(27,570,200) 106,860,992	(43,482,053) 20,496,417	19.2%	
教職員の福利厚生等に関する助成	私立学校退職手当補助	S 41	4,266,089	4,226,700	39,389	0.9%	標準給与月額総額の36/1000
	私立学校教職員共済費補助	S 29	2,048,602	2,027,482	21,120	1.0%	標準給与月額総額の 8/1000
	私立学校教育研究費補助	S 25	72,905	72,905	0	0.0%	
	私立学校教員向け奨学金返還支援事業	R 8	73,937		73,937	皆増	申請人数257名
計		6,461,533	6,254,182	134,446	2.1%		
合計		(93,261,027) 303,272,450	(51,413,083) 274,171,742	(41,847,944) 29,100,708	10.6%		
私立学校振興費・管理費(事務費)		(20,786) 4,028,550	(28,686) 1,253,546	(△ 7,900) 2,775,004	221.4%	学齢期の子育ちの事業移管 (子供政策連携室から)	
英事	育英資金事業費補助	H 17	(840) 265,521	(840) 265,528	(0) △ 7	△ 0.0%	
	育英資金貸付	S 29	(32,820) 0	(38,633) 0	(△ 5,813) 0	-	平成20年度で貸付終了(新規貸付は平成16年度に終了)
	事務費		56,479	51,118	5,361	10.5%	
	計		(33,660) 322,000	(39,473) 316,646	(△ 5,813) 5,354	1.7%	
私学部予算合計		(93,315,473) 307,623,000	(51,481,242) 275,741,934	(41,834,231) 31,881,066	11.6%		

注) () 内は特定財源(国庫・基金等)

(3) 東京都一般会計決算と教育関係決算の推移

(単位：百万円)

区 分	開始年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一 般 会 計		(14.0)	(11.5)	(6.6)	(△9.2)	(6.2)
教 育 費		8,486,952	9,461,704	9,047,840	8,212,897	8,724,585
学 務 費		(1.7)	(0.3)	(2.5)	(0.4)	(16.2)
私 学 助 成		813,960	816,299	834,521	837,926	973,445
高 等 学 校 経 常 費	S.25	(8.2)	(1.1)	(5.2)	(△1.3)	(22.3)
中 学 校 経 常 費	S.25	219,400	221,824	230,781	227,835	278,713
小 学 校 経 常 費	S.25	(7.4)	(1.5)	(4.5)	(0.1)	(23.2)
幼 稚 園 経 常 費	S.25	194,035	196,921	202,761	202,964	249,967
特 別 支 援 学 校 等 経 常 費	S.26	67,067	67,868	69,683	68,660	71,001
通 信 制 高 等 学 校 経 常 費	S.38	26,033	26,388	27,546	27,837	28,968
幼 稚 園 教 育 振 興 事 業 費	S.62	6,608	6,587	6,891	6,987	7,279
幼 稚 園 特 別 支 援 教 育 事 業 費	S.58	18,520	18,004	17,499	16,607	16,518
専 修 学 校 教 育 振 興 費	S.59	1,878	2,217	2,277	2,398	2,451
専 修 学 校 特 別 支 援 教 育 事 業 費	H.15	114	114	116	128	145
専 修 学 校 職 業 実 践 専 門 課 程 推 進	H.30	929	862	832	727	624
外 国 人 学 校 教 育 運 営 費	H.7	432	488	582	575	576
安 全 対 策 促 進 事 業 費	H.15	281	300	300	319	589
省 エ ネ 設 備 等 導 入 事 業 費	H.21	132	126	140	153	182
デ ジ タ ル 教 育 環 境 整 備 費 補 助	H.23	244	254	311	304	299
産 業 ・ 理 科 教 育 施 設 設 備	産S27理S31	85	81	77	80	82
幼 稚 園 等 環 境 整 備 費	H.21	1,739	1,634	1,212	1,888	787
認 定 こ ど も 園 整 備 費 等 補 助	H.19	1,163	1,269	2,484	2,169	2,077
専 修 学 校 教 育 環 境 整 備 費	S.59	836	1,133	1,849	2,517	2,787
高 校 都 内 生 就 学 促 進	H.14	26	32	61	36	31
高 等 学 校 海 外 留 学 推 進 補 助	H.25	752	360	395	284	127
外 国 語 指 導 助 手 活 用 事 業 費 補 助	H.27	330	610	995	389	476
教 員 海 外 費 派 遣 助 助	H.28	370	369	356	351	394
外 部 検 定 試 験 料 補 助	H.29	450	442	466	458	450
幼 稚 園 等 施 設 型 給 付 費 負 担 金	H.27	15	30	548	623	719
幼 稚 園 等 教 育 体 制 支 援 事 業 費 補 助	R.3	771	783	870	872	876
幼 稚 園 等 特 色 教 育 等 推 進 補 助	H.27	6	7	7	12	14
幼 稚 園 等 一 時 預 かり 事 業 費 補 助	H.27	247	254	290	299	322
幼 稚 園 預 かり 保 育 推 進	H.14	6,061	6,586	6,727	7,488	8,807
幼 稚 園 等 自 然 体 験 支 援 事 業 費 補 助	H.30	4	4	141	416	404
振 興 資 金 融 資 利 子 補 給	S.56	28	32	43	51	62
老 朽 校 舎 改 築 促 進 事 業	H.8	1,084	1,269	1,526	1,765	2,121
高 等 学 校 等 就 学 支 援 金	H.22	854	986	949	966	925
高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 助	H.23	---	---	---	---	---
高 等 学 校 等 特 別 奨 学 金	S.48	264	234	199	175	181
高 等 学 校 等 奨 学 給 付 金	H.26	1	0	0	0	0
私 立 中 学 校 等 特 別 奨 学 金 補 助	R5	21,219	21,026	20,700	19,582	19,104
高 等 学 校 定 時 制 及 び 通 信 教 育 振 興 奨 励 費 補 助	H.23	252	254	290	330	331
高 等 学 校 等 入 学 支 度 金	S.43	利子補給	利子補給	利子補給	利子補給	利子補給
私 立 幼 稚 園 等 施 設 等 利 用 費 負 担 金	R.1	7	6	7	9	6
幼 稚 園 保 護 者 負 担 軽 減	S.47	9,443	8,457	7,760	6,922	6,205
専 修 学 校 授 業 料 等 減 免 費 用 負 担 金	R.2	年取270万円超～ #21,600 住民税非課税世帯 #38,400	年取270万円超～ #21,600 住民税非課税世帯 #38,400	年取270万円超～ #21,600 住民税非課税世帯 #38,400	年取270万円超～ #21,600 住民税非課税世帯 #38,400	年取270万円超～ #21,600 住民税非課税世帯 #38,400
専 修 学 校 修 学 支 援 実 証 研 究 事 業 費 補 助	H.27	生保等 #74,400	生保等 #74,400	生保等 #74,400	生保等 #74,400	生保等 #74,400
被 災 生 徒 等 受 入 支 援 事 業 費 補 助	H.23	3,252	3,090	2,873	2,767	2,722
私 立 学 校 退 職 手 当	S.41	17	1	1	0	0
私 立 学 校 共 済 費	S.29	10	1	1	1	1
私 立 学 校 教 育 研 究 費	S.25	4,062	4,076	4,072	4,066	4,057
育 英 資 金 事 業 費 補 助	H.17	1,696	1,729	1,757	1,787	1,819
		47	68	70	70	70
		176	169	183	189	191

2 私立学校に関する統計資料

(1) 都内学校数等の推移（昭和57年度～令和7年度）

区分 年度	高等学校（全日制・定時制）				中 学 校				小 学 校			
	学校数（校）		生徒数（人）		学校数（校）		生徒数（人）		学校数（校）		生徒数（人）	
	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立
57	244(10)	457	260,843	483,107	183(48)	824	55,937	515,580	52(2)	1,454	24,875	1,008,917
58	245(10)	461	267,861	494,795	185(48)	837	57,629	519,821	52(2)	1,466	24,998	969,942
59	246(11)	464	273,546	506,974	187(47)	850	59,688	525,324	52(2)	1,473	25,088	928,786
60	245(9)	465	282,534	526,908	186(45)	852	61,469	532,313	52(2)	1,475	25,257	882,702
61	245(10)	466	281,768	529,703	188(44)	854	63,705	532,584	52(3)	1,475	25,335	837,282
62	245(10)	466	282,853	533,296	185(42)	857	65,169	517,592	52(3)	1,477	25,435	793,478
63	245(8)	467	288,265	542,096	185(37)	857	66,209	486,877	51(2)	1,477	25,542	759,459
元	245(8)	468	290,252	543,166	185(36)	858	67,178	451,241	51(2)	1,482	25,772	733,136
2	244(7)	467	286,432	529,675	183(33)	857	69,181	425,512	50(1)	1,480	25,867	709,140
3	244(7)	468	276,640	503,166	184(28)	857	72,390	408,857	50(1)	1,477	25,978	688,721
4	244(7)	467	261,877	472,140	184(25)	857	76,062	397,289	51(1)	1,477	26,401	688,450
5	244(7)	467	250,544	446,829	184(25)	857	79,077	380,065	51(1)	1,468	26,165	651,542
6	243(7)	465	243,307	430,094	187(25)	861	80,510	366,736	51(1)	1,467	26,227	634,355
7	242(6)	464	237,876	417,137	182(15)	856	81,082	356,402	50	1,465	26,233	617,682
8	238(2)	462	227,904	398,466	179(2)	854	81,161	351,996	50	1,460	26,241	598,020
9	237(1)	458	216,305	381,497	178(1)	851	81,029	347,083	50	1,455	26,247	581,308
10	237(1)	458	208,122	369,403	178(1)	848	79,772	339,365	50	1,452	26,224	569,947
11	237(1)	458	204,113	364,531	179(1)	848	78,108	328,498	50	1,446	26,179	561,792
12	238(1)	458	200,421	358,824	179(1)	846	76,521	318,707	50	1,441	26,159	557,808
13	238(1)	457	194,798	349,813	179(1)	843	75,711	312,565	50	1,429	26,140	558,286
14	238(2)	456	188,334	338,051	179(1)	839	74,659	305,622	51	1,411	26,264	560,912
15	238(2)	452	184,151	329,659	179(1)	839	74,332	299,439	51	1,404	26,412	567,216
16	238(2)	445	182,006	325,178	179(1)	837	74,629	295,387	51	1,399	26,412	572,575
17	238(2)	448	178,723	318,279	180(3)	832	75,934	295,843	52	1,389	26,557	580,036
18	238(2)	451	175,348	311,592	181(3)	828	77,484	298,062	52	1,387	26,716	586,492
19	238(2)	450	172,984	306,810	183(3)	826	80,013	304,555	53	1,382	26,908	588,374
20	238(3)	447	173,355	306,508	184(3)	822	81,640	307,538	53	1,375	26,971	592,736
21	237(2)	438	173,933	308,253	184(3)	817	82,601	311,305	53	1,373	27,006	594,326
22	237(2)	435	176,196	313,183	187(4)	822	81,066	309,247	53	1,370	26,862	595,669
23	237(2)	434	175,537	313,779	187(4)	819	79,700	311,982	53	1,367	26,571	592,192
24	237(2)	432	175,838	315,262	188(3)	819	77,748	311,758	53	1,363	26,261	586,412
25	237(2)	431	174,003	312,593	188(3)	818	76,597	312,764	53	1,358	26,015	585,535
26	237(2)	431	175,746	315,967	188(3)	817	75,134	311,841	53	1,355	25,682	587,983
27	237(2)	429	176,292	316,839	188(3)	815	74,357	310,874	53	1,351	25,360	592,158
28	237(3)	429	177,328	318,366	188(3)	808	74,322	306,820	53	1,339	25,153	594,053
29	237(3)	429	176,246	316,832	188(3)	807	74,217	304,199	53	1,335	25,106	601,414
30	237(4)	429	175,302	314,305	187(4)	804	74,504	300,085	53	1,332	25,092	609,512
元	237(4)	429	173,694	310,285	188(5)	804	75,003	300,377	54	1,331	25,149	614,873
2	237(4)	428	172,783	306,229	188(6)	803	76,707	304,405	55	1,328	25,385	619,291
3	237(4)	429	171,681	301,648	187(4)	801	78,474	311,049	55	1,328	25,607	622,820
4	237(3)	429	171,942	299,883	187(4)	801	79,896	313,353	55	1,327	25,730	624,426
5	237(3)	429	172,652	299,792	187(4)	800	81,257	314,459	55	1,323	25,778	623,631
6	237(3)	429	173,814	302,411	187(4)	799	82,697	313,944	55	1,320	25,669	620,624
7	237(3)	430	174,903	303,468	187(4)	796	83,830	313,932	55	1,315	25,416	616,084

注1) 学校数欄の()内の数値は体校数で内数

(各年度5月1日現在)

注2) 高校の生徒数は本科生のみ。

第4章 資料

区分 年度	幼稚園				専修学校				各種学校				幼保連携型認定こども園			
	学校数(校)		生徒数(人)		学校数(校)		生徒数(人)		学校数(校)		生徒数(人)		学校数(校)		生徒数(人)	
	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	公私立	私立	公私立
58	1,075(30)	1,381	171,970	201,952	326(5)	358	161,045	166,047	321(45)	323	159,468	100,184	-	-	-	-
59	1,068(38)	1,376	166,900	195,790	346(6)	378	168,217	173,327	310(46)	312	147,659	93,022	-	-	-	-
60	1,054(35)	1,364	162,548	190,233	368(8)	400	168,951	174,069	302(45)	303	128,772	85,377	-	-	-	-
61	1,040(39)	1,350	160,332	186,951	379(10)	410	185,282	190,204	295(41)	296	86,159	86,179	-	-	-	-
62	1,032(30)	1,342	161,831	187,413	396(10)	427	209,148	213,854	284(47)	285	80,117	80,137	-	-	-	-
63	1,017(30)	1,328	164,675	188,934	404(6)	432	223,341	227,925	278(53)	279	78,965	78,986	-	-	-	-
元	1,015(35)	1,317	164,491	187,670	412(4)	440	237,258	241,731	268(50)	269	76,824	76,804	-	-	-	-
2	1,011(40)	1,310	162,685	184,153	431(10)	459	250,025	254,499	261(49)	262	71,666	71,685	-	-	-	-
3	1,004(47)	1,300	162,321	181,708	436(13)	462	263,157	267,661	253(55)	254	67,323	67,343	-	-	-	-
4	989(47)	1,283	161,658	179,354	429(11)	455	265,329	270,045	237(51)	238	64,122	64,142	-	-	-	-
5	977(48)	1,262	159,056	175,556	425(5)	451	259,483	264,394	232(51)	233	58,082	58,101	-	-	-	-
6	969(47)	1,254	153,469	169,084	428(9)	454	241,533	246,462	230(48)	231	53,134	53,152	-	-	-	-
7	961(45)	1,244	150,399	165,358	431(11)	458	225,991	231,253	227(47)	228	49,816	49,832	-	-	-	-
8	949(42)	1,229	149,573	164,185	435(13)	462	216,410	222,044	220(47)	221	46,781	46,799	-	-	-	-
9	938(40)	1,213	149,365	163,932	435(11)	462	209,677	215,494	217(51)	218	43,019	43,035	-	-	-	-
10	928(38)	1,193	151,700	166,785	440(18)	466	199,110	204,944	210(49)	211	41,169	41,187	-	-	-	-
11	923(39)	1,182	153,029	168,779	436(23)	462	194,453	199,835	204(49)	205	38,707	38,725	-	-	-	-
12	914(41)	1,165	155,193	170,867	439(23)	465	191,205	196,457	201(49)	202	37,236	37,254	-	-	-	-
13	904(37)	1,150	155,455	171,000	438(21)	460	190,558	195,409	195(50)	196	36,306	36,316	-	-	-	-
14	892(30)	1,128	159,842	175,600	444(25)	465	191,779	196,126	192(54)	192	34,074	34,074	-	-	-	-
15	886(31)	1,117	161,095	176,905	444(25)	463	190,775	194,544	187(54)	187	33,840	33,840	-	-	-	-
16	878(27)	1,108	163,004	179,026	452(26)	466	190,698	193,273	182(54)	182	33,035	33,035	-	-	-	-
17	874(28)	1,100	163,274	179,392	447(18)	459	184,779	187,162	179(51)	179	29,900	29,900	-	-	-	-
18	870(32)	1,095	163,110	178,850	449(18)	461	172,426	174,699	176(52)	176	29,798	29,798	-	-	-	-
19	868(30)	1,084	162,524	177,675	444(19)	456	160,757	162,932	179(51)	179	31,054	31,054	-	-	-	-
20	865(28)	1,080	161,207	175,952	439(21)	451	149,011	151,115	178(54)	178	29,684	29,684	-	-	-	-
21	861(29)	1,064	157,932	172,019	437(20)	449	138,751	140,875	173(54)	173	29,385	29,385	-	-	-	-
22	858(30)	1,057	157,414	171,273	435(17)	446	139,782	141,767	171(53)	171	28,285	28,285	-	-	-	-
23	854(28)	1,051	157,745	171,769	420(26)	431	140,622	142,547	168(58)	168	23,029	23,029	-	-	-	-
24	850(26)	1,042	159,379	173,642	408(19)	419	140,063	141,989	163(43)	163	22,563	22,563	-	-	-	-
25	848(32)	1,039	158,051	172,467	403(17)	414	142,266	144,189	161(57)	161	22,185	22,185	-	-	-	-
26	840(31)	1,023	156,249	170,673	399(12)	409	142,641	144,840	157(53)	157	22,233	22,233	-	-	-	-
27	833(33)	1,010	151,595	165,348	395(12)	404	142,953	144,909	155(53)	155	22,068	22,068	11(0)	17	2,775	3,649
28	827(35)	1,004	147,915	161,275	393(10)	402	143,649	145,607	152(53)	152	24,038	24,038	15(0)	21	3,455	4,333
29	822(35)	995	144,566	157,418	394(9)	403	143,757	145,719	154(52)	154	24,696	24,696	18(0)	27	3,908	5,110
30	818(34)	991	141,800	154,423	396(12)	405	144,401	146,364	156(53)	156	26,605	26,605	21(0)	30	4,624	5,812
元	815(33)	985	138,333	150,270	396(12)	405	146,433	148,394	156(53)	156	26,364	26,364	23(0)	32	4,872	6,043
2	814(35)	984	133,017	144,095	395(9)	404	147,605	149,579	157(52)	157	22,912	22,912	25(0)	34	5,087	6,218
3	811(32)	976	124,639	134,456	392(9)	401	144,037	146,015	153(51)	153	19,919	19,919	31(0)	40	5,861	6,949
4	806(34)	969	114,192	122,669	384(9)	393	132,090	134,036	153(51)	153	19,851	19,851	36(0)	45	6,341	7,367
5	799(32)	959	102,926	110,422	380(9)	389	124,451	126,395	154(54)	154	24,280	24,280	46(0)	55	7,726	8,709
6	799(42)	957	92,866	99,527	377(10)	385	126,251	128,141	153(54)	153	25,077	25,077	52(0)	61	8,341	9,263
7	786(50)	936	84,338	90,697	374(9)	383	128,517	130,425	151(55)	151	26,876	26,876	57(0)	62	9,165	9,711

注1) 学校数欄の()内の数値は休校数で内数

(各年度5月1日現在)

(2) 令和7年度小学校・中学校・高等学校等学年別在学者数

区分	生徒数		設置者別在学者数(人)						
	学校数(校)		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
小学	国立	6	601	595	593	590	605	609	3,593
	公立	1,254	92,538	95,099	98,062	100,646	101,214	99,516	587,075
	私立	55	4,080	4,190	4,291	4,269	4,331	4,255	25,416
	計	1,315	97,219	99,884	102,946	105,505	106,150	104,380	616,084
中学校	国立	66	5,644	5,690	5,791	5,792	5,821	5,874	34,612
	公立	18,291	879,095	914,969	943,124	977,889	986,567	996,786	5,698,430
	私立	250	12,689	13,046	13,343	13,359	13,553	13,343	79,333
	計	18,607	897,428	933,705	962,258	997,040	1,005,941	1,016,003	5,812,375
高等学校	国立	6	846	859	854	-	-	-	2,559
	公立	603	75,034	75,331	77,178	-	-	-	227,543
	私立	187	28,525	27,882	27,423	-	-	-	83,830
	計	796	104,405	104,072	105,455	-	-	-	313,932
全定	国立	67	8,684	8,798	8,871	-	-	-	26,353
	公立	8,982	925,492	942,626	961,665	-	-	-	2,829,783
	私立	778	84,267	82,513	82,381	-	-	-	249,161
	計	9,827	1,018,443	1,033,937	1,052,917	0	0	0	3,105,297
特別支援学校	国立	6	1,095	1,093	1,023	0	専攻科 0	別科 0	3,211
	公立	187	42,312	41,605	40,110	1,327	0	0	125,354
	私立	237	60,598	57,634	56,671	0	60	0	174,963
	計	430	104,005	100,332	97,804	1,327	60	0	303,528
全定	国立	15	2,713	2,691	2,614	0	0	0	8,018
	公立	3,426	626,227	621,254	608,297	8,939	2,823	144	1,867,684
	私立	1,320	340,242	327,164	325,238	84	5,189	0	997,917
	計	4,761	969,182	951,109	936,149	9,023	8,012	144	2,873,619
特別支援学校	国立	4	幼稚部 18	小学部 121	中学部 98	高等部 151	-	-	388
	公立	63	94	6,334	2,976	5,854	-	-	15,258
	私立	4	19	97	48	58	-	-	222
	計	71	131	6,552	3,122	6,063	-	-	15,868
全定	国立	45	54	848	782	1,105	-	-	2,789
	公立	1,134	980	54,476	34,076	65,638	-	-	155,170
	私立	16	21	163	126	641	-	-	951
	計	1,195	1,055	55,487	34,984	67,384	0	0	158,910

注1) 併校中の学校を含む。

注2) 特別支援学校については、学年別ではなく部制をとっている。

注3) 出典は、学校基本調査による。

(令和7年5月1日現在)

第4章 資料

(3) 令和7年度都内私立高等学校生徒数及び学級数等

(単位：人、学級)

区分	普通科				その他の専門学科				合計				
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
学 則	生徒数	64,306	64,761	64,777	193,844	2,225	2,305	2,305	6,835	66,531	67,066	67,082	200,679
	学級数	1,526	1,539	1,539	4,604	49	49	49	147	1,575	1,588	1,588	4,751
	1学級当たり	42.1	42.1	42.1	42.1	45.4	47.0	47.0	46.5	42.2	42.2	42.2	42.2
実 数	生徒数	58,707	55,844	55,011	169,562	1,666	1,567	1,462	4,695	60,373	57,411	56,473	174,257
		56,809	55,567	54,180	166,556	2,082	2,037	1,851	5,970	58,891	57,604	56,031	172,526
	学級数	1,602	1,591	1,615	4,808	50	50	50	150	1,652	1,641	1,665	4,958
		1,768	1,627	1,599	4,994	52	51	52	155	1,820	1,678	1,651	5,149
	1学級当たり	36.6	35.1	34.1	35.3	33.3	31.3	29.2	31.3	36.5	35.0	33.9	35.1
		32.1	34.2	33.9	33.4	40.0	39.9	35.6	38.5	32.4	34.3	33.9	33.5

注1) 実数欄の上段は令和7年度、下段は令和6年度の実数である。

(令和7年5月1日現在)

注2) 全日制活動校 233校

注3) 出典は、生活文化局私学部調査による。

(4) 令和7年度都内全日制・定時制・通信制高等学校生徒数

(単位：人、%)

内 訳 国公私立	学校数 (活動校)	令和7年度 入学定員		生 徒 数				
		1年生	2年生	3年生	4年生	計		
国 立	全日制	6 (1.6)	1,095 (1.0)	1,095 (1.1)	1,093 (1.1)	1,023 (1.1)	—	3,211 (1.1)
	定時制	—	—	—	—	—	—	—
	通信制	—	—	—	—	—	—	—
都 立	全日制	133 (35.8)	41,491 (38.0)	39,124 (38.9)	38,521 (39.7)	37,352 (39.4)	—	114,997 (39.3)
	定時制	54 (94.7)	4,510 (94.0)	3,188 (93.5)	3,084 (93.5)	2,758 (93.4)	1,327 (100.0)	10,357 (94.2)
	通信制	4 (33.3)	—	—	—	—	—	1,664 (14.1)
私 立	全日制	233 (62.6)	66,614 (61.)	60,375 (60.0)	57,421 (59.2)	56,475 (59.5)	—	174,271 (59.6)
	定時制	3 (5.3)	286 (6.0)	223 (6.5)	213 (6.5)	196 (6.6)	—	632 (5.8)
	通信制	8 (66.7)	—	—	—	—	—	10,129 (85.9)
計	全日制	372 (100.0)	109,200 (100.0)	100,594 (100.0)	97,035 (100.0)	94,850 (100.0)	—	292,479 (100.0)
	定時制	57 (100.0)	4,796 (100.0)	3,411 (100.0)	3,297 (100.0)	2,954 (100.0)	1,327 (100.0)	10,989 (100.0)
	通信制	12 (100.0)	—	—	—	—	—	11,793 (100.0)

注1) ()内の数値は割合である。

(令和7年5月1日現在)

注2) 学校数は全日制・定時制・通信制ごとの数であり、実際の学校数とは異なる。

注3) 生徒数は本科のみである。

注4) 出典は、学校基本調査による。

(5) 都道府県別私立学校数・生徒数

(単位：校、人)

	高校(全・定)		中学校		小学校		幼稚園		専修学校		各種学校		幼稚園 認定こども園	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
北海道	51	28,482	15	2,703	5	489	286	25,615	158	24,415	50	3,471	305	36,360
青森	17	7,339	6	555	0	0	78	2,953	25	1,800	11	115	254	17,608
岩手	13	6,489	3	211	0	0	37	2,276	32	4,126	7	494	130	12,712
宮城	19	16,431	8	1,321	6	891	143	15,238	65	16,579	20	1,850	109	12,793
秋田	5	2,101	1	0	0	0	29	1,483	16	1,481	4	98	77	7,758
山形	14	9,261	0	0	0	0	43	3,243	21	1,893	3	41	79	8,099
福島	18	9,015	8	605	4	558	94	8,540	44	5,671	10	191	85	10,770
茨城	24	19,446	11	3,398	7	1,993	111	12,067	67	10,649	10	619	154	19,038
栃木	14	13,332	7	1,163	1	409	71	6,796	56	9,095	15	601	123	18,629
群馬	13	11,285	7	1,454	3	1,129	52	4,121	66	10,671	15	1,304	207	25,377
埼玉	48	53,887	31	10,098	6	2,958	444	61,578	106	21,705	23	2,288	138	22,122
千葉	54	47,739	24	10,727	10	3,460	375	49,640	93	23,084	14	876	109	15,944
東京	237	174,963	187	83,830	55	25,416	786	84,338	383	130,425	151	26,876	57	9,165
神奈川	79	69,517	63	25,279	32	9,834	566	74,412	108	26,783	11	3,693	160	23,123
新潟	16	12,554	4	607	0	0	42	2,201	82	14,148	5	134	203	22,430
富山	10	5,495	1	185	1	190	18	1,109	20	2,420	22	3,776	124	15,691
石川	10	8,364	5	688	1	140	39	2,968	35	4,450	18	4,381	169	18,836
福井	7	6,084	4	366	1	53	13	439	18	1,492	12	2,214	129	13,242
山梨	11	6,265	8	1,242	4	1,079	50	2,805	24	2,259	11	562	65	7,381
長野	17	9,811	9	1,084	9	963	81	6,739	55	6,129	19	1,047	52	6,232
岐阜	16	10,329	9	1,342	2	523	90	12,800	32	3,846	28	2,125	54	6,462
静岡	43	31,843	27	4,973	5	1,794	151	15,856	86	15,249	21	1,805	230	30,790
愛知	55	59,781	22	10,050	4	1,945	331	47,830	167	48,114	52	9,259	237	35,883
三重	13	9,712	9	1,986	2	523	44	6,626	33	4,429	35	1,615	68	8,127
滋賀	10	8,030	5	1,376	0	0	17	1,249	22	1,499	10	1,183	88	11,915
京都	40	30,133	26	8,817	11	4,286	143	13,623	60	15,098	50	4,601	127	15,850
大阪	94	90,338	59	22,217	17	6,337	324	49,289	214	65,832	27	8,051	637	86,864
兵庫	52	31,069	43	12,120	11	3,117	177	22,796	98	20,135	72	6,720	492	54,602
奈良	15	9,666	11	4,377	6	1,967	37	3,696	27	2,429	23	2,605	63	8,198
和歌山	9	4,232	7	2,057	3	507	27	2,700	22	2,181	24	1,337	46	6,836
鳥取	8	3,540	3	360	0	0	14	1,252	20	1,490	14	1,925	32	4,562
島根	10	3,433	3	273	0	0	9	193	19	2,387	13	267	23	2,008
岡山	23	15,096	10	2,241	4	1,052	30	4,061	49	8,524	14	1,627	73	9,128
広島	35	23,458	29	7,599	10	1,845	133	13,988	69	12,244	20	1,593	171	20,724
山口	20	8,856	8	1,123	1	0	126	10,041	41	3,828	37	2,873	22	2,668
徳島	3	619	2	350	2	459	9	761	14	1,977	4	77	48	5,589
香川	10	5,867	5	894	0	0	33	3,818	25	3,870	14	81	46	5,533
愛媛	11	7,885	3	1,028	0	0	67	6,703	34	4,317	10	233	45	6,634
高知	9	4,936	8	2,908	2	417	23	1,604	25	2,047	6	99	9	1,056
福岡	59	52,469	27	6,738	10	2,339	376	42,830	156	43,957	18	4,247	95	12,566
佐賀	9	5,851	6	1,174	0	0	38	2,364	27	3,246	1	198	87	10,323
長崎	22	10,946	16	1,737	6	816	77	5,679	30	3,215	9	457	110	11,467
熊本	21	16,115	8	1,200	0	0	73	5,741	51	7,625	8	1,610	144	16,980
大分	14	8,386	4	560	1	225	55	4,305	43	3,465	14	1,546	119	11,601
宮崎	15	9,734	9	1,945	1	70	77	3,953	36	4,340	1	35	150	14,401
鹿児島	21	14,639	10	1,872	3	436	67	5,775	38	6,417	2	26	251	21,596
沖縄	6	3,094	7	2,328	4	1,113	30	2,517	63	10,590	16	1,283	115	11,892
計	1,320	997,917	778	249,161	250	79,333	5,936	660,611	2,975	621,626	974	112,109	6,311	757,565

注1) 高校は本科生のみ。

(令和7年5月1日現在)

注2) 出典は、学校基本調査による。

第4章 資料

(6) 全(国公立)高等学校の生徒総数に対する私立高等学校生徒数の割合(全日制・定時制)

(単位：%)

年度 順位	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
1	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京
	55.6	55.7	55.6	55.8	56.0	56.4	56.9	57.3	57.6	57.5	57.6
2	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都
	43.4	43.6	43.9	44.5	45.2	46.4	47.6	47.9	47.7	47.5	47.4
3	大 阪	大 阪	福 岡	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪
	40.5	40.5	41.0	41.4	42.1	42.8	44.0	45.3	45.9	45.6	46.2
4	福 岡	福 岡	大 阪	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡
	40.1	40.5	40.9	41.2	41.1	41.4	42.1	43.0	42.6	42.0	42.2
5	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	山 形	熊 本
	35.0	35.5	35.4	35.5	35.5	36.1	36.8	38.1	37.1	37.3	37.4
6	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	鹿 児 島	静 岡	熊 本	山 形
	33.4	33.5	33.8	34.1	34.3	34.9	35.4	36.4	37.0	37.0	37.1
7	千 葉	静 岡	広 島	広 島	広 島	静 岡	静 岡	静 岡	神 奈 川	静 岡	静 岡
	31.9	32.0	32.3	32.5	32.6	33.0	34.5	36.2	36.4	36.9	36.7
8	静 岡	広 島	静 岡	静 岡	千 葉	広 島	広 島	神 奈 川	山 形	神 奈 川	神 奈 川
	31.8	31.8	32.1	32.3	32.4	32.9	34.1	36.1	36.2	36.6	36.6
9	広 島	千 葉	千 葉	千 葉	静 岡	鹿 児 島	鹿 児 島	広 島	広 島	千 葉	広 島
	31.2	31.8	31.8	32.0	32.3	32.7	33.8	34.9	35.4	35.8	35.5
10	長 崎	岡 山	岡 山	岡 山	長 崎	千 葉	千 葉	山 形	鹿 児 島	広 島	千 葉
	31.0	31.5	31.7	31.8	32.0	32.6	33.3	34.4	35.4	35.2	35.4
全国	31.3	31.6	31.8	32.1	32.3	32.8	33.5	34.3	34.3	34.6	34.7

注1) 私立生徒数/国公立生徒数 (%)

(各年度5月1日現在)

注2) 専攻科、別科は除く。

注3) 出典は、学校基本調査による。

(7) 都内私立小学校・中学校・高等学校年度別学費平均額調べ

(単位：円、%)

学種	年度	授業料年額 (月額)	前年比	入学金	前年比	施設費	前年比	その他	前年比	総額	前年比	検定料	前年比
高等学校・全日制	29	448,862 (37,405)	4.0	250,026	0.7	45,822	△ 8.3	167,447	5.6	912,156	2.6	22,417	1.2
	30	455,345 (37,945)	1.4	250,379	0.1	42,959	△ 6.2	170,111	1.6	918,794	0.7	22,493	0.3
	元	460,546 (38,379)	1.1	251,048	0.3	42,346	△ 1.4	172,350	1.3	926,290	0.8	22,626	0.6
	2	466,708 (38,892)	1.3	251,637	0.2	41,049	△ 3.1	174,645	1.3	934,038	0.8	22,775	0.7
	3	468,412 (39,034)	0.4	253,116	0.6	38,603	△ 6.0	174,864	0.1	934,995	0.1	22,938	0.7
	4	474,897 (39,575)	1.4	254,277	0.5	37,067	△ 4.0	179,280	2.5	945,522	1.1	23,119	0.8
	5	483,311 (40,276)	1.8	253,113	△ 0.5	36,096	△ 2.6	184,399	2.9	956,918	1.2	23,322	0.9
	6	489,343 (40,779)	1.2	254,131	0.4	34,956	△ 3.2	192,598	4.4	971,649	1.5	23,414	0.4
	7	500,648 (41,721)	2.3	254,311	0.1	35,715	2.2	197,397	2.5	987,437	1.6	23,375	△ 0.2
	8	512,882 (42,740)	2.4	254,599	0.1	34,386	△ 3.7	205,805	4.3	1,007,549	2.0	23,764	1.7
中学校	29	464,720 (38,727)	2.4	254,262	△ 0.1	42,256	△ 5.2	183,955	4.6	945,193	1.7	22,809	0.7
	30	468,090 (39,008)	0.7	254,979	0.3	40,207	△ 4.8	186,140	1.2	949,416	0.4	22,880	0.3
	元	473,467 (39,456)	1.1	256,979	0.8	40,436	0.6	188,888	1.5	959,770	1.1	23,088	0.9
	2	480,950 (40,079)	1.6	258,066	0.4	42,036	4.0	189,479	0.3	970,531	1.1	23,200	0.5
	3	482,168 (40,181)	0.3	259,706	0.6	37,881	△ 9.9	190,421	0.5	970,176	△ 0.0	23,365	0.7
	4	486,976 (40,581)	1.0	261,174	0.6	35,642	△ 5.9	194,628	2.2	978,420	0.8	23,627	1.1
	5	492,209 (41,017)	1.1	263,020	0.7	34,137	△ 4.2	199,759	2.6	989,125	1.1	23,897	1.1
	6	503,774 (41,981)	2.3	263,232	0.1	33,685	△ 1.3	208,672	4.5	1,009,362	2.0	23,946	0.2
	7	514,983 (42,915)	2.2	265,296	0.8	32,670	△ 3.0	220,438	5.6	1,033,387	2.4	24,138	0.8
	8	524,818 (43,735)	1.9	263,929	△ 0.5	29,238	△ 10.5	230,049	4.4	1,048,034	1.4	23,895	△ 1.0
小学校	29	519,057 (43,255)	5.3	247,636	△ 0.7	72,182	△ 0.8	183,029	3.0	1,021,904	2.9	23,473	0.9
	30	523,075 (43,590)	0.8	251,273	1.5	65,818	△ 8.8	189,174	3.4	1,029,340	0.7	23,891	1.8
	元	525,538 (43,795)	0.5	251,607	0.1	61,429	△ 6.7	190,564	0.7	1,029,138	△ 0.0	23,911	0.1
	2	532,152 (44,346)	1.3	252,679	0.4	56,607	△ 7.8	198,899	4.4	1,040,336	1.1	24,125	0.9
	3	540,956 (45,080)	1.7	253,571	0.4	51,250	△ 9.5	196,939	△ 1.0	1,042,716	0.2	24,268	0.6
	4	547,295 (45,608)	1.2	254,464	0.4	49,107	△ 4.2	197,486	0.3	1,048,352	0.5	24,268	0.0
	5	552,581 (46,048)	1.0	255,357	0.4	52,143	6.2	200,522	1.5	1,060,602	1.2	24,446	0.7
	6	564,027 (47,002)	2.1	256,071	0.3	56,357	8.1	204,634	2.1	1,081,089	1.9	24,268	△ 0.7
	7	578,418 (48,202)	2.6	256,964	0.3	56,452	0.2	215,152	5.1	1,106,986	2.4	24,804	2.2
	8	601,421 (50,118)	4.0	251,607	△ 2.1	49,107	△ 13.0	231,574	7.6	1,133,709	2.4	25,339	2.2

注1) 出典は、生活文化局私学部調査による。

(各年度4月1日現在)

注2) 各費目の算出については、小数点第1位を四捨五入したため、総額の合計と一致しない場合がある。

第4章 資料

(8) 都内私立幼稚園年度別学費平均額調べ

(単位：円、%)

区分 年度	保育料		入園料 (入園時)		施設費 (年一括)		その他		初年度納入金総額		検定料 (入園選抜時)	
	金額 (月額)	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比
元	197,782 (16,481)	100 -	70,478	100 -	12,383	100 -	16,959	100 -	297,602	100 -	3,542	100 -
28	323,777 (26,981)	164 0.9	106,212	151 0.8	16,155	130 0.4	30,248	178 1.7	476,392	160 0.9	5,052	143 0.9
29	326,503 (27,209)	165 0.8	106,896	152 0.6	16,152	130 △ 0.0	30,720	181 1.6	480,270	161 0.8	5,107	144 1.1
30	329,528 (27,461)	167 0.9	107,578	153 0.6	16,223	131 0.4	31,170	184 1.5	484,499	163 0.9	5,182	146 1.5
31	336,748 (28,062)	170 2.2	108,095	153 0.5	16,752	135 3.3	31,270	184 0.3	492,866	166 1.7	5,206	147 0.5
令和2	359,302 (29,942)	182 6.7	107,033	152 △ 1.0	16,055	130 △ 4.2	30,585	180 △ 2.2	512,975	172 4.1	5,229	148 0.4
令和3	366,639 (30,553)	185 2.0	107,668	153 0.6	15,815	128 △ 1.5	30,894	182 1.0	521,016	175 1.6	5,322	150 1.8
令和4	371,926 (30,994)	188 1.4	107,678	153 0.0	16,299	132 3.1	31,030	183 0.4	526,933	177 1.1	5,442	154 2.3
令和5	377,077 (31,423)	191 1.4	109,166	155 1.4	17,133	138 5.1	31,962	188 3.0	535,339	180 1.6	5,483	155 0.8
令和6	386,091 (32,174)	195 2.4	110,918	157 1.6	18,007	145 5.1	33,406	197 4.5	548,423	184 2.4	5,613	158 2.4
令和7	399,464 (33,289)	202 3.5	111,366	158 0.4	18,188	147 1.0	35,172	207 5.3	564,189	190 2.9	5,924	167 5.5
令和8	407,624 (33,969)	206 2.0	113,448	161 1.9	19,312	156 6.2	37,575	222 6.8	577,958	194 2.4	5,789	163 △ 2.3

(令和7年11月1日現在)

注1) 生活文化局私学部調査による。

注2) 「初年度納入金総額」とは、幼稚園が新たに入園する4才児から徴収する年間の学費である。

注3) 「その他」とは、園則で定める年間の費用である。教材費、暖房費、施設維持費など。

注4) 平成27年度以降については、施設型給付を受給する予定の園は除く。

注5) 平均額ごとに単位未満を四捨五入した。そのため総額と内訳が一致しない場合がある。

(9) 令和7年度都内私立専修学校学生納付金平均一覽

〔専門課程〕

(単位：円)

区 分		入学金	授業料	実習費	設備費	その他	総 額
第1分野 工業関係	土 木 建 築 測 量	195,000	798,000	63,000	203,000	25,000	1,284,000
		99,000	305,000	21,000	91,000	19,000	535,000
	自動車整備	227,000	521,000	278,000	236,000	67,000	1,329,000
		270,000	465,000	392,000	228,000	71,000	1,426,000
	情報処理・ I T	207,000	700,000	170,000	167,000	46,000	1,288,000
		75,000	322,000	84,000	82,000	20,000	583,000
	電気・電子 機械	206,000	743,000	128,000	195,000	14,000	1,286,000
		153,000	376,000	135,000	136,000	-	801,000
	ゲーム・CG	213,000	818,000	150,000	210,000	46,000	1,437,000
		50,000	320,000	-	50,000	40,000	460,000
	その他	238,000	835,000	-	270,000	192,000	1,535,000
		-	-	-	-	-	-
第2分野 工業・農業		176,000	657,000	306,000	177,000	-	1,316,000
		50,000	620,000	410,000	198,000	-	1,278,000
第3分野 医療関係	看 護	202,000	667,000	84,000	163,000	70,000	1,186,000
		-	-	-	-	-	-
	臨床検査 診療放射線 臨床工学	272,000	743,000	316,000	141,000	76,000	1,547,000
		275,000	530,000	225,000	200,000	-	1,230,000
	理学療法 作業療法	355,000	899,000	197,000	289,000	55,000	1,795,000
		365,000	769,000	134,000	264,000	81,000	1,613,000
	柔道整備	274,000	1,117,000	70,000	108,000	34,000	1,602,000
		213,000	1,005,000	53,000	118,000	29,000	1,416,000
	はり・きゅう あん摩マッサ ジ指圧	361,000	1,165,000	42,000	152,000	38,000	1,756,000
		448,000	1,040,000	37,000	202,000	39,000	1,766,000
歯科技工 歯科衛生	190,000	669,000	182,000	64,000	80,000	1,185,000	
	188,000	541,000	155,000	49,000	25,000	958,000	
その他	173,000	930,000	56,000	149,000	197,000	1,504,000	
	50,000	613,000	147,000	134,000	110,000	1,053,000	
第4分野 衛生関係	栄 養 調 理	190,000	659,000	424,000	199,000	80,000	1,552,000
		150,000	395,000	378,000	181,000	64,000	1,168,000
	製 菓	209,000	680,000	553,000	199,000	107,000	1,747,000
		-	-	-	-	-	-
	理 容 美 容	122,000	563,000	199,000	210,000	278,000	1,372,000
		155,000	360,000	120,000	240,000	669,000	1,544,000
	エステ メイク ネイル	100,000	752,000	60,000	196,000	258,000	1,366,000
		-	-	-	-	-	-
その他	50,000	650,000	250,000	200,000	-	1,150,000	
	-	-	-	-	-	-	
第5分野 教育 社会 福祉 関係	保 育 教 育	166,000	770,000	45,000	176,000	98,000	1,255,000
		173,000	555,000	35,000	162,000	55,000	980,000
	介護福祉	161,000	680,000	94,000	165,000	59,000	1,159,000
		-	-	-	-	-	-
	社会福祉	120,000	874,000	132,000	58,000	127,000	1,311,000
		100,000	710,000	209,000	140,000	50,000	1,209,000
	その他	160,000	760,000	130,000	130,000	103,000	1,283,000
		100,000	740,000	210,000	160,000	-	1,210,000

注1) 上段 昼間部、下段 夜間部

注2) 各科目の平均値を集計しているため、各科目の合計が総額と一致しない場合がある。

注3) 金額表示は千円未満四捨五入

資料：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 令和7年度統計調査資料

第4章 資料

(単位：円)

区 分		入学金	授業料	実習費	設備費	その他	総 額
第6分野 商業 実務 関係	簿記 ビジネス IT	161,000	713,000	55,000	163,000	50,000	1,142,000
		80,000	640,000	40,000	50,000	60,000	870,000
	旅行 ホテル 観光 ブライダル	81,000	845,000	53,000	199,000	53,000	1,231,000
		80,000	564,000	-	126,000	-	770,000
	医療秘書 医療管理事務	140,000	733,000	105,000	176,000	43,000	1,197,000
		-	-	-	-	-	-
その他	100,000	733,000	42,000	75,000	-	950,000	
		-	-	-	-	-	-
第7分野 服飾・家政関係		204,000	651,000	20,000	149,000	150,000	1,173,000
		71,000	252,000	13,000	40,000	110,000	487,000
第8分野 文化 教養 関係	語 学	108,000	807,000	17,000	108,000	38,000	1,078,000
		50,000	420,000	-	60,000	2,000	532,000
	美 術 デザイン 写 真	157,000	732,000	112,000	167,000	39,000	1,207,000
		126,000	408,000	50,000	83,000	18,000	684,000
	音 楽 演 劇 映 画 放 送	189,000	844,000	124,000	248,000	11,000	1,416,000
		-	-	-	-	-	-
	法律行政	177,000	644,000	83,000	139,000	97,000	1,140,000
		-	-	-	-	-	-
	スポーツ	138,000	790,000	47,000	113,000	171,000	1,260,000
		-	-	-	-	-	-
動 物	190,000	645,000	162,000	263,000	106,000	1,366,000	
	-	-	-	-	-	-	
アニメ 声 優 ゲーム	200,000	864,000	96,000	142,000	44,000	1,345,000	
	-	-	-	-	-	-	
その他	104,000	657,000	89,000	171,000	74,000	1,095,000	
	-	-	-	-	-	-	
日本語科	94,000	707,000	39,000	65,000	35,000	939,000	
	-	-	-	-	-	-	
総 平 均		183,000	740,000	138,000	176,000	82,000	1,318,000
		185,000	555,000	92,000	127,000	53,000	1,012,000

注1) 上段 昼間部、下段 夜間部

注2) 各科目の平均値を集計しているため、各科目の合計が総額と一致しない場合がある。

注3) 金額表示は千円未満四捨五入

資料：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 令和7年度統計調査資料

〔高等課程〕

(単位:円)

区 分		入学金	授業料	実習費	設備費	その他	総 額
第1分野 工業関係		-	596,000	-	100,000	-	696,000
		-	-	-	-	-	-
第3分野 医療関係		258,000	512,000	108,000	121,000	43,000	1,041,000
		-	-	-	-	-	-
第4 分野 衛生 関係	調 理	134,000	493,000	206,000	169,000	88,000	1,090,000
		147,000	323,000	220,000	123,000	55,000	868,000
	製 菓	160,000	480,000	280,000	144,000	347,000	1,411,000
		180,000	330,000	380,000	185,000	155,000	1,230,000
	理 容 美 容	133,000	514,000	194,000	141,000	97,000	1,077,000
		-	-	-	-	-	-
第6分野 商業実務関係		200,000	492,000	-	153,000	45,000	890,000
		-	-	-	-	-	-
第7分野 服飾・家政関係		165,000	462,000	-	125,000	30,000	782,000
		-	-	-	-	-	-
第8分野 文化・教養関係		140,000	587,000	78,000	203,000	16,000	1,025,000
		-	-	-	-	-	-
総 平 均		155,000	522,000	131,000	158,000	66,000	1,031,000
		163,000	327,000	300,000	154,000	105,000	1,049,000

注1) 上段 昼間部、下段 夜間部

注2) 各科目の平均値を集計しているため、各科目の合計が総額と一致しない場合がある。

注3) 金額表示は千円未満四捨五入

資料: 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 令和7年度統計調査資料

(10) 令和6年度都道府県別経常費補助（一般補助）単価（実績）一覧

（単価：円）

都道府県名	高等学校	中学校	小学校	幼稚園
北海道	366,394	349,210	348,570	185,108
青森	358,846	350,441	-	199,546
岩手	380,005	350,058	-	199,344
宮城	358,071	335,858	333,656	197,412
秋田	377,136	-	-	190,212
山形	366,889	-	-	202,686
福島	397,515	350,442	348,666	208,530
茨城	376,336	343,796	342,545	190,068
栃木	358,200	315,100	313,700	209,400
群馬	369,459	348,360	346,180	209,330
埼玉	303,912	234,757	229,569	210,784
千葉	386,804	349,058	346,975	214,680
東京	408,568	350,252	283,536	280,069
神奈川	303,154	251,045	275,835	221,626
新潟	362,048	341,368	-	209,861
富山	383,790	349,945	348,445	222,237
石川	384,295	337,582	338,666	215,635
福井	343,956	350,058	348,431	199,343
山梨	366,026	339,220	340,474	151,965
長野	354,312	326,947	328,014	199,344
岐阜	366,428	340,432	338,438	224,440
静岡	398,448	359,507	358,896	208,777
愛知	362,200	332,635	327,475	195,499
三重	359,053	358,663	348,444	195,171
滋賀	338,003	290,990	-	206,578
京都	341,816	316,084	313,901	214,175
大阪	337,726	267,536	248,009	202,356
兵庫	369,138	333,902	329,379	206,140
奈良	361,683	266,028	271,211	220,051
和歌山	347,857	338,484	336,328	190,864
鳥取	460,069	446,729	-	-
島根	358,148	350,060	-	-
岡山	323,552	332,433	279,791	240,878
広島	390,016	347,879	341,025	175,466
山口	350,122	275,234	-	209,317
徳島	379,247	338,274	332,293	183,626
香川	375,027	351,865	-	196,563
愛媛	357,986	340,253	-	190,653
高知	380,425	357,118	348,446	185,055
福岡	376,462	345,842	340,554	181,016
佐賀	395,451	339,272	-	193,422
長崎	379,440	350,057	348,446	213,971
熊本	355,392	350,145	-	201,059
大分	382,276	350,323	348,540	202,175
宮崎	357,152	342,627	348,447	-
鹿児島	368,050	352,898	353,516	202,206
沖縄	358,147	349,221	348,445	199,381
全国平均	365,169	322,668	298,984	217,322

注) 出典は、文部科学省資料による。

3 私学教育に関する表彰など

学校教育に関し、功労のあった私立学校関係者に対して表彰の推薦や私学振興に寄与すると認められる行事への東京都後援名義の承認等を行っている。主なものは、次のとおりである。

(1) 主な表彰の概要

名 称	内 容	根拠法令等	表彰時期	推薦時期
東京都功労者表彰 (知事表彰)	都民の生活と文化の向上に特に功労のあった者の事績をたたえることにより、都民の福祉増進に資することを目的とする。 14の功労区分のうち、教育功労、福祉・医療・衛生功労、労働精励が私学関係者に授与される。	東京都表彰規則	10月1日	5月上旬
優秀教職員表彰 (文部科学大臣表彰)	教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とし、学校教育における教育実践等に顕著な成果をあげた教職員に授与される。	教職員表彰実施要項(平成18年文部科学大臣裁定)	1月中旬	9月上旬
学校保健表彰 (文部科学大臣表彰)	私立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師として、学校保健の普及と向上に尽力し、多大の成果をあげた者に授与される。	学校保健及び学校安全表彰要項(平成7年5月1日文部大臣裁定)	11月中旬	6月中旬
藍 綬 褒 章	年齢55歳以上65歳未満で、多年教育事業に携わり、教育の振興に寄与し、他の模範となる事績を有していると認められる者で、特に功績が著明であると認められる者に対して授与される。	憲法第7条 内閣法第4条	春) 4月29日 秋) 11月3日	春) 前年の7月下旬 秋) 当年の2月下旬
叙 勲	年齢70歳以上で、多年教育事業に携わって私立学校教育の振興に貢献し、特に功績が顕著であると認められる者に対して授与される。	憲法第7条 内閣法第4条 春秋叙勲候補者推薦要綱	春) 4月29日 秋) 11月3日	春) 前年の7月下旬 秋) 当年の2月下旬

(2) 東京都後援名義等の概要

名 称	内 容	根 拠 法 令 等
東京都後援名義	主催者が、学校法人又は学校法人の連合体、私立学校教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体等であって、行事の内容が明らかに教育、学術及び文化の向上・普及に寄与すると認められる場合等に承認することができる。	東京都の後援名義等の使用等について(依命通達)(昭和58年7月15日58総総文第219号)
東京都知事賞の贈呈	<p>特定の業績、作品等が特に優秀な者等に対する贈呈</p> <p>都が主催、後援又は共催する各種行事等において、知事とその業績をたたえることにより、私学教育振興・学術及び文化の向上、普及等に寄与することを目的とする。</p> <p>私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)に在学中、よく努力し、他の生徒の模範となった者に対し、知事とその業績をたたえることにより、学校における生徒の心身の育成に寄与するとともに私立学校の振興に寄与することを目的とする。</p>	東京都知事名による賞状及び感謝状の贈呈に関する要綱

(3) 令和7年度東京都功労者表彰等受賞者名簿

表彰名	受賞者氏名	主要経歴等	
(1) 東京都功労者表彰 〔教育功労：13名〕	濱川 喜亘	(学) 多摩川学園 理事長	
	來間 克己	(学) 來間学園 理事長	
	村瀬 光一	(学) 江戸川富士学園 理事長	
	富田 めぐみ	(学) 育英学院日黒サレジオ幼稚園 教諭	
	山内 雅昭	元 (学) 豊昭学園 理事	
	紙尾 康彦	元 (学) 開成学園 理事	
	鈴木 清一	(学) 麻布学園 理事	
	野口 勝	元 (学) 野口学園 理事長	
	市川 正芳	(学) 市川学園 理事長	
	石阪 恒子	(学) 織田学園おだ認定こども園 園長	
	増山 幸子	(学) 東光学園東光幼稚園 園長	
	小田原 克行	(学) 成増すみれ学園 理事長	
	村田 幸秀	中里幼稚園 設置者	
	(2) 文部科学大臣表彰 〔優秀教職員表彰：教職員〕	大塚 圭	(学) 中央大学中央大学杉並高等学校 教諭
梅本 しずか		(学) 八雲学園八雲学園中学校高等学校 教諭	
中村 竹希		(学) 開成学園開成中学校 教諭	
磯田 隼人		(学) 開成学園開成高等学校 教諭	
齋藤 辰彦		(学) 瀧野川女子学園瀧野川女子学園高等学校 教諭	
坂本 夏樹		(学) 瀧野川女子学園瀧野川女子学園高等学校 教諭	
幸松 世剛		(学) 國學院大學國學院高等学校 教諭	
水村 暁人		(学) 麻布学園麻布中学校 教諭	
佐藤 愛		(福) ダビデ会幼保連携型認定こども園昭島ナオミこども園 教諭	
〔専修学校教育功労者表彰〕		相原 幸子	文化服装学院 学院長
		網蔵 糸乃	(学) 日美学園 理事長
		井上 博行	(学) 東京町田学園 理事長
		多 忠貴	(学) 電子学園 理事長
		菊地 涉道	(学) 簡野学園 常務理事
		倉持 有希子	東京YMCA医療福祉専門学校 介護福祉科学科長
		佐藤 佳子	大竹栄養専門学校 教員
	園田 京子	萌愛調理師専門学校 校長	
	手嶋 達也	(学) 二葉総合学園 理事長	
	松田 正之	(学) 中央工学校 専務理事	
	矢代 吉榮	(学) 中央工学校 理事長	
	吉崎 繭子	東邦歯科医療専門学校 事務長	
	渡邊 義昭	東京YMCA医療福祉専門学校 就職指導室長	
〔子供の読書活動優秀実践校・園表彰〕	(学) 帝京大学帝京大学小学校		
(3) 叙勲・褒章 〔令和7年春の叙勲〕	板倉 清	元 (学) 山崎学園富士見中学校高等学校 校長	

4 令和6年度 私立学校経常費補助金交付額一覧

● 高等学校（全日制・定時制）		(単位:千円)			(単位:千円)
	学校名称	補助金額		学校名称	補助金額
あ	爱国高等学校	308,682	さ	国士館高等学校(定時制)	62,549
	青山学院高等部	444,977		駒込高等学校	441,305
	麻布高等学校	314,100		駒沢学園女子高等学校	242,559
	足立学園高等学校	369,963		駒澤大学高等学校	488,782
	跡見学園高等学校	239,271		駒場学園高等学校	425,586
	安部学院高等学校	167,650		駒場東邦高等学校	276,621
	郁文館グローバル高等学校	90,832		桜丘高等学校	440,014
	郁文館高等学校	355,809		サレジオン国際学園高等学校	188,959
	岩倉高等学校	593,944		サレジオン国際学園世田谷高等学校	129,610
	上野学園高等学校	232,664		実践学園高等学校	465,677
	穎明館高等学校	232,774		実践女子学園高等学校	245,618
	英明フロンティア高等学校	239,608		品川エトワール女子高等学校	337,242
	江戸川女子高等学校	300,016		品川学藝高等学校	188,153
	桜蔭高等学校	249,712		品川翔英高等学校	324,459
	桜美林高等学校	353,388		品川女子学院高等部	248,213
	鷗友学園女子高等学校	233,653		芝浦工業大学附属高等学校	224,120
	大妻高等学校	323,028		芝高等学校	361,970
	大妻多摩高等学校	176,239		芝国際高等学校	228,985
	大妻中野高等学校	273,613		渋谷教育学園渋谷高等学校	209,991
	大森学園高等学校	459,691		下北沢成徳高等学校	209,941
か	海城高等学校	331,187	自由ヶ丘学園高等学校	352,967	
	開成高等学校	393,151	自由学園高等部	144,396	
	開智日本橋学園高等学校	194,306	修徳高等学校	384,701	
	かえつ有明高等学校	275,452	十文字高等学校	335,783	
	科学技術学園高等学校	199,865	淑徳高等学校	374,786	
	学習院高等科	194,098	淑徳巣鴨高等学校	410,663	
	学習院女子高等科	188,955	順天高等学校	282,141	
	川村高等学校	122,908	潤徳女子高等学校	282,672	
	神田女学園高等学校	295,586	松蔭大学附属松蔭高等学校	155,281	
	関東国際高等学校	460,271	頌栄女子学院高等学校	209,732	
	関東第一高等学校	631,858	城西大学附属城西高等学校	327,667	
	北豊島高等学校	186,037	聖徳学園高等学校	285,845	
	吉祥女子高等学校	277,752	城北高等学校	344,033	
	共栄学園高等学校	305,249	昭和女子大学附属昭和高等学校	301,577	
	暁星高等学校	219,934	昭和第一学園高等学校	690,037	
	共立女子高等学校	392,991	昭和第一高等学校	345,042	
	共立女子第二高等学校	257,211	昭和鉄道高等学校	311,025	
	錦城学園高等学校	331,534	女子学院高等学校	259,865	
	錦城高等学校	514,521	女子聖学院高等学校	171,529	
	国立音楽大学附属高等学校	245,254	女子美術大学付属高等学校	234,561	
	国本女子高等学校	163,527	白梅学園高等学校	404,774	
	慶應義塾女子高等学校	208,241	白百合学園高等学校	198,594	
	京華高等学校	331,734	巣鴨高等学校	321,857	
	京華商業高等学校	217,219	杉並学院高等学校	459,755	
	京華女子高等学校	214,556	駿台学園高等学校	343,890	
	恵泉女学園高等学校	197,670	駿台学園高等学校(定時制)	45,825	
	啓明学園高等学校	149,491	聖学院高等学校	248,223	
	小石川淑徳学園高等学校	111,079	成蹊高等学校	325,121	
	光塩女子学院高等科	187,707	成城学園高等学校	267,139	
	晃華学園高等学校	176,520	成城高等学校	334,211	
	工学院大学附属高等学校	360,911	成女高等学校	74,628	
	攻玉社高等学校	299,596	聖心女子学院高等科	163,706	
	麹町学園女子高等学校	243,256	正則学園高等学校	327,400	
	佼成学園高等学校	313,029	正則高等学校	421,902	
	佼成学園女子高等学校	257,370	聖ドミニコ学園高等学校	105,594	
	香蘭女学校高等科	168,938	聖パウロ学園高等学校	130,521	
	國學院高等学校	606,656	成立学園高等学校	440,500	
	國學院大學久我山高等学校	500,059	青稜高等学校	290,594	
	国際基督教大学高等学校	309,945	世田谷学園高等学校	258,257	
	国士館高等学校	305,226	専修大学附属高等学校	442,695	

第4章 資料

● 高等学校（全日制・定時制）		(単位:千円)			(単位:千円)
	学校名称	補助金額		学校名称	補助金額
	創価高等学校	415,508		日本大学櫻丘高等学校	455,108
た	大成高等学校	493,621		日本大学第一高等学校	353,251
	大東学園高等学校	343,112		日本大学第三高等学校	351,861
	大東文化大学第一高等学校	424,897		日本大学第二高等学校	500,232
	高輪高等学校	270,455		日本大学鶴ヶ丘高等学校	432,386
	瀧野川女子学園高等学校	288,479		日本大学豊山高等学校	422,540
	拓殖大学第一高等学校	496,813		日本大学豊山女子高等学校	307,062
	立川女子高等学校	341,856	は	八王子学園八王子高等学校	465,284
	玉川学園高等部	252,172		八王子実践高等学校	618,302
	玉川聖学院高等部	245,735		羽田国際高等学校	228,518
	多摩大学附属聖ヶ丘高等学校	167,368		広尾学園小石川高等学校	178,117
	多摩大学目黒高等学校	330,636		広尾学園高等学校	332,924
	中央学院大学中央高等学校	153,365		フェリスア高等学校	350,981
	中央大学高等学校(定時制)	124,027		富士見丘高等学校	239,814
	中央大学杉並高等学校	311,910		富士見高等学校	334,001
	中央大学附属高等学校	328,678		藤村女子高等学校	276,737
	千代田高等学校	189,859		雙葉高等学校	209,665
	帝京高等学校	328,062		普連土学園高等学校	160,791
	帝京大学高等学校	218,433		文化学園大学杉並高等学校	382,616
	帝京八王子高等学校	139,655		文華女子高等学校	214,049
	貞静学園高等学校	285,436		文京学院大学女子高等学校	287,776
田園調布学園高等部	279,048	文教大学付属高等学校		274,140	
田園調布雙葉高等学校	146,613	法政大学高等学校		267,549	
東亜学園高等学校	408,582	宝仙学園高等学校		325,432	
東海大学菅生高等学校	406,381	豊南高等学校		431,238	
東海大学付属高輪台高等学校	427,350	朋優学院高等学校		478,089	
東京音楽大学付属高等学校	81,332	保善高等学校		355,335	
東京家政学院高等学校	161,945	堀越高等学校	429,419		
東京家政大学附属女子高等学校	289,916	本郷高等学校	361,214		
東京高等学校	358,943	ま	三田国際科学学園高等学校	246,469	
東京実業高等学校	375,035		明星学園高等学校	329,031	
東京純心女子高等学校	162,874		三輪田学園高等学校	209,785	
東京女学館高等学校	300,972		武蔵高等学校	177,541	
東京成徳大学高等学校	628,642		武蔵野高等学校	364,271	
東京電機大学高等学校	304,522		武蔵野大学高等学校	441,428	
東京都市大学等々力高等学校	296,239		明治学院高等学校	372,356	
東京都市大学付属高等学校	282,219		明治学院東村山高等学校	280,897	
東京農業大学第一高等学校	383,393		明治大学付属中野高等学校	374,900	
東京立正高等学校	314,752		明治大学付属八王子高等学校	317,794	
東星学園高等学校	88,716	明治大学付属明治高等学校	265,694		
東邦音楽大学附属東邦高等学校	39,413	明星高等学校	613,511		
桐朋高等学校	363,000	明法高等学校	194,181		
桐朋女子高等学校	386,842	目黒学院高等学校	403,569		
東洋英和女学院高等部	212,320	目黒日本大学高等学校	380,807		
東洋高等学校	396,433	目白研心高等学校	344,383		
東洋女子高等学校	208,098	や	八雲学園高等学校	173,604	
東洋大学京北高等学校	315,514		安田学園高等学校	576,002	
トキワ松学園高等学校	229,380		山脇学園高等学校	335,333	
豊島岡女子学園高等学校	312,917	ら	立教池袋高等学校	134,719	
豊島学院高等学校	479,410		立教女学院高等学校	185,963	
獨協高等学校	238,755		立正大学付属立正高等学校	368,401	
ドルトン東京学園高等部	204,509		和光高等学校	307,278	
な	中村高等学校	169,086	わ	早稲田高等学校	278,335
	二松學舎大学附属高等学校	293,387		早稲田大学系属早稲田実業学校高等部	312,667
	新渡戸文化高等学校	131,250		早稲田大学高等学院	434,159
	日本学園高等学校	320,419		和洋九段女子高等学校	117,865
	日本工業大学駒場高等学校	590,072		計236校 平均補助額	300,852
	日本女子体育大学附属二階堂高等学校	146,686			
	日本体育大学荏原高等学校	405,867			
	日本体育大学桜華高等学校	294,562			

● 中学校		(単位:千円)			(単位:千円)	
	学校名称	補助金額	学校名称		補助金額	
あ	愛国中学校	42,278	芝中学校		269,033	
	青山学院中等部	248,173	渋谷教育学園渋谷中学校		186,010	
	麻布中学校	266,468	自由学園中等部		100,692	
	足立学園中学校	180,724	修徳中学校		91,463	
	跡見学園中学校	225,881	十文字中学校		222,898	
	郁文館中学校	229,024	淑徳巣鴨中学校		122,283	
	上野学園中学校	100,069	淑徳中学校		167,733	
	穎明館中学校	195,136	順天中学校		123,884	
	英明フロンティア中学校	83,860	頌栄女子学院中学校		199,690	
	江戸川女子中学校	186,787	城西大学附属城西中学校		131,246	
	桜蔭中学校	193,095	聖徳学園中学校		151,953	
	桜美林中学校	151,298	城北中学校		271,800	
	鴎友学園女子中学校	203,341	昭和女子大学附属昭和中学校		234,278	
	大妻多摩中学校	147,928	女子学院中学校		195,727	
	大妻中学校	266,155	女子聖学院中学校		148,891	
	大妻中野中学校	262,482	女子美術大学付属中学校		145,468	
	か	海城中学校	296,053	白梅学園清修中学校		82,171
		開成中学校	277,335	白百合学園中学校		149,240
		開智日本橋学園中学校	198,041	巣鴨中学校		208,941
		かえつ有明中学校	227,639	駿台学園中学校		117,626
学習院女子中等科		151,213	聖学院中学校		196,176	
学習院中等科		153,660	成蹊中学校		250,038	
川村中学校		89,862	成城学園中学校		208,728	
神田女学園中学校		87,656	成城中学校		281,485	
北豊島中学校		58,431	成女学園中学校		36,583	
吉祥女子中学校		220,287	聖心女子学院中等科		131,412	
共栄学園中学校		118,925	聖ドミニコ学園中学校		115,103	
暁星中学校		150,319	清明学園中学校		94,828	
共立女子第二中学校		92,671	成立学園中学校		74,462	
共立女子中学校		309,937	青稜中学校		183,625	
国立音楽大学附属中学校		82,692	世田谷学園中学校		180,248	
国本女子中学校		43,858	創価中学校		212,439	
慶應義塾中等部		191,273	た	高輪中学校		230,803
京華女子中学校		90,000		瀧野川女子学園中学校		59,658
京華中学校		226,483		玉川学園中学部		175,361
恵泉女学園中学校		164,454		玉川聖学院中等部		158,298
啓明学園中学校	83,463	多摩大学附属聖ヶ丘中学校			147,579	
小石川淑徳学園中学校	64,516	多摩大学目黒中学校			139,673	
光塩女子学院中等科	161,594	中央大学附属中学校			154,399	
晃華学園中学校	150,885	千代田中学校			119,600	
工学院大学附属中学校	146,714	帝京大学中学校			150,369	
攻玉社中学校	243,588	帝京中学校			138,654	
麹町学園女子中学校	153,603	帝京八王子中学校			56,116	
佼成学園女子中学校	99,608	貞静学園中学校			36,201	
佼成学園中学校	191,082	田園調布学園中等部			203,104	
香蘭女学校中等科	144,657	田園調布雙葉中学校			115,415	
國學院大學久我山中学校	286,158	東海大学菅生高等学校中等部			115,532	
国土館中学校	89,795	東海大学付属高輪台高等学校中等部			93,637	
駒込中学校	151,029	東京家政学院中学校			75,644	
駒沢学園女子中学校	62,322	東京家政大学附属女子中学校			120,467	
駒場東邦中学校	243,245	東京シューレ葛飾中学校			68,985	
さ	桜丘中学校	135,061		東京純心女子中学校		59,714
	サレジオ国際学園世田谷中学校	132,728	東京女学館中学校		225,153	
	サレジオ国際学園中学校	171,273	東京成徳大学中学校		144,168	
	サレジオ中学校	60,716	東京電機大学中学校		181,671	
	実践学園中学校	147,438	東京都市大学等々力中学校		201,204	
	実践女子学園中学校	280,942	東京都市大学付属中学校		241,834	
	品川翔英中学校	135,131	東京農業大学第一高等学校中等部		185,902	
	品川女子学院中等部	210,907	東京みらい中学校		61,001	
	芝浦工業大学附属中学校	152,497	東京立正中学校		84,227	
	芝国際中学校	126,163	東星学園中学校		66,536	

第4章 資料

● 中学校		(単位:千円)
	学校名称	補助金額
	東邦音楽大学附属東邦中学校	37,443
	桐朋女子中学校	182,506
	桐朋中学校	245,136
	東洋英和女学院中学部	176,872
	東洋大学京北中学校	138,775
	トキワ松学園中学校	130,740
	豊島岡女子学園中学校	217,165
	獨協中学校	224,209
	ドルトン東京学園中等部	118,031
な	中村中学校	146,644
	新渡戸文化中学校	76,890
	日本学園中学校	140,329
	日本工業大学駒場中学校	245,582
	日本体育大学桜華中学校	59,414
	日本大学第一中学校	186,559
	日本大学第三中学校	250,096
	日本大学第二中学校	241,233
	日本大学豊山女子中学校	145,771
	日本大学豊山中学校	239,973
は	八王子学園八王子中学校	123,263
	八王子実践中学校	61,902
	広尾学園小石川中学校	146,920
	広尾学園中学校	271,643
	富士見丘中学校	131,353
	富士見中学校	243,938
	藤村女子中学校	67,990
	雙葉中学校	160,210
	普連土学園中学校	125,448
	文化学園大学杉並中学校	147,026
	文京学院大学女子中学校	127,661
	文教大学附属中学校	160,329
	法政大学中学校	135,157
	宝仙学園中学校	202,308
	本郷中学校	280,879
ま	三田国際科学学園中学校	177,470
	明星学園中学校	154,885
	三輪田学園中学校	190,455
	武蔵中学校	132,235
	武蔵野大学中学校	195,256
	武蔵野中学校	63,906
	武蔵野東中学校	166,517
	明治学院中学校	155,549
	明治大学附属中野中学校	217,487
	明治大学附属八王子中学校	147,727
	明治大学附属明治中学校	147,134
	明星中学校	185,116
	明法中学校	81,324
	目黒学院中学校	64,140
	目黒日本大学中学校	87,170
	目白研心中学校	105,389
や	八雲学園中学校	133,882
	安田学園中学校	212,089
	山脇学園中学校	293,977
ら	立教池袋中学校	114,358
	立教女学院中学校	168,135
	立正大学附属立正中学校	192,935
わ	和光中学校	152,344
	早稲田大学系属早稲田実業学校中等部	183,135
	早稲田大学高等学院中学部	119,602
	早稲田中学校	264,345
	和洋九段女子中学校	136,427
	計183校 平均補助額	158,295

● 小学校		(単位:千円)
	学校名称	補助金額
あ	青山学院初等部	183,385
か	学習院初等科	174,918
	川村小学校	148,244
	暁星小学校	161,370
	国立音楽大学附属小学校	114,262
	国立学園小学校	166,068
	国本小学校	119,263
	慶應義塾幼稚舎	167,509
	啓明学園初等学校	100,284
	光塩女子学院初等科	135,256
	晃華学園小学校	134,348
さ	サレジオ国際学園目黒星美小学校	190,543
	サレジオ小学校	61,396
	品川翔英小学校	73,482
	自由学園初等部	64,388
	淑徳小学校	171,657
	聖徳学園小学校	105,796
	昭和女子大学附属昭和小学校	168,575
	白百合学園小学校	171,923
	菅生学園初等学校	69,367
	聖学院小学校	131,042
	成蹊小学校	177,012
	成城学園初等学校	137,631
	聖心女子学院初等科	171,027
	聖ドミニコ学園小学校	131,857
	星美学園小学校	182,288
	清明学園初等学校	111,939
た	玉川学園小学部	183,783
	帝京大学小学校	116,201
	田園調布雙葉小学校	184,949
	東京三育小学校	67,400
	東京シューレ江戸川小学校	52,017
	東京女学館小学校	115,263
	東京創価小学校	178,726
	東京都市大学附属小学校	102,488
	東京農業大学稲花小学校	100,871
	東星学園小学校	66,000
	桐朋学園小学校	130,096
	桐朋小学校	114,271
	東洋英和女学院小学部	111,156
	トキワ松学園小学校	111,501
な	新渡戸文化小学校	103,020
	日本女子大学附属豊明小学校	166,647
は	雙葉小学校	126,272
	文教大学附属小学校	118,253
	宝仙学園小学校	104,536
ま	明星学園小学校	128,010
	むさしの学園小学校	92,538
	武蔵野東小学校	253,317
	明星小学校	185,342
ら	立教小学校	136,231
	立教女学院小学校	103,484
わ	和光小学校	132,734
	和光鶴川小学校	132,405
	早稲田大学系属早稲田実業学校初等部	136,869
	計55校 平均補助額	132,349

● 幼稚園（学校法人）		（単位：千円）			（単位：千円）	
	学校名称	補助金額	学校名称		補助金額	
あ	愛珠幼稚園	18,836	おさひめ幼稚園		66,629	
	相原幼稚園	33,304	落合幼稚園(板橋区)		27,846	
	愛和幼稚園	67,122	落合幼稚園(東久留米市)		73,012	
	あおい第一幼稚園	33,398	音羽幼稚園		35,092	
	あおい幼稚園	41,488	か	学習院幼稚園		19,956
	青葉学園幼稚園	62,084		かごめ幼稚園		50,232
	青鳩幼稚園	58,042		樫の木幼稚園		19,170
	青山学院幼稚園	28,423		かしわ幼稚園		35,966
	あかいとり幼稚園	58,763		葛飾白百合幼稚園		33,326
	暁幼稚園	61,679		葛飾やまびこ幼稚園		29,132
	あかつつみ幼稚園	35,828		葛飾若草幼稚園		54,776
	秋川文化幼稚園	56,519		家庭幼稚園		16,408
	昭島恵泉幼稚園	34,107		上石神井幼稚園		41,178
	昭島すみれ幼稚園	48,216		上中里幼稚園		30,584
	昭島台幼稚園	59,152		上野毛幼稚園		20,343
	昭島幼稚園	33,641		上平井幼稚園		65,396
	あけの星幼稚園	31,001		亀戸幼稚園		32,534
	あけぼの幼稚園	23,855		川村幼稚園		22,203
	旭幼稚園	54,815		かんしち幼稚園		42,283
	あさひ幼稚園	51,171	神田寺幼稚園		31,523	
	麻布山幼稚園	32,991	簡野学園ふぞく幼稚園		48,160	
	浅間幼稚園	43,660	岸辺幼稚園		19,347	
	飛鳥すみれ幼稚園	34,363	北豊島幼稚園		38,575	
	明日香幼稚園	50,854	北山幼稚園		59,039	
	麻生学園深沢幼稚園	36,867	共栄幼稚園		27,353	
	麻生学園南多摩幼稚園	27,928	暁星幼稚園		23,091	
	足立サレジオ幼稚園	25,395	共立大日坂幼稚園		22,000	
	足立白うめ幼稚園	58,938	玉成幼稚園		37,041	
	足立つくし幼稚園	40,452	きよし幼稚園		56,606	
	足立つばめ幼稚園	91,392	清瀬しらうめ幼稚園		70,869	
	足立双葉幼稚園	31,360	清瀬たから幼稚園		36,020	
	足立みどり幼稚園	64,733	清瀬富士見幼稚園		62,424	
	あやめ幼稚園	37,527	清瀬ゆりかご幼稚園		108,900	
	淡島幼稚園	21,976	きよせ幼稚園		84,451	
	育英幼稚園	36,996	きよみ幼稚園		45,916	
	育成幼稚園	21,840	銀の鈴幼稚園		25,616	
	池上みどり幼稚園	37,402	金の峯幼稚園		24,181	
	石川学園こぼと幼稚園	39,636	久が原幼稚園		29,159	
	石鍋幼稚園	40,883	久我山幼稚園		68,004	
	板橋富士見幼稚園	42,792	国立音楽大学附属幼稚園		24,951	
	板橋明星幼稚園	32,236	国立学園附属かたばみ幼稚園		22,108	
	鶯谷さくら幼稚園	36,104	国立富士見台幼稚園		62,477	
	牛込成城幼稚園	23,876	国立文化幼稚園		15,850	
	鶯ノ木幼稚園	45,901	国本幼稚園		48,472	
	永安寺学園幼稚園	58,783	熊野幼稚園		65,404	
栄光乃園幼稚園	63,876	久米川幼稚園		66,847		
江古田幼稚園	51,921	蔵前幼稚園		35,642		
江戸川めぐみ幼稚園	72,575	グリーンヒル幼稚園		64,642		
江戸川幼稚園	41,589	栗島幼稚園		35,432		
エトワール幼稚園	53,569	栗ノ沢幼稚園		15,014		
延命幼稚園	29,301	久留米神明幼稚園		68,120		
桜美林幼稚園	31,104	黒川幼稚園		53,266		
桜輪幼稚園	35,734	啓明学園幼稚園		15,207		
大井うさぎ幼稚園	25,220	鶏鳴幼稚園		45,255		
大泉幼稚園	43,798	けやき幼稚園		22,096		
大島新生幼稚園	33,533	光塩幼稚園		37,618		
大森双葉幼稚園	37,077	光塩日野幼稚園		45,792		
大森みのり幼稚園	56,992	晃華学園暁星幼稚園		28,038		
おおや幼稚園	31,796	晃華学園マリアの園幼稚園		36,803		
小倉幼稚園	41,409	佼成学園幼稚園		58,282		

第4章 資料

● 幼稚園（学校法人）		(単位:千円)			(単位:千円)
学校名称	補助金額		学校名称	補助金額	
江東学園幼稚園	38,044		杉野幼稚園	25,540	
江東めぐみ幼稚園	92,553		鈴ヶ森めばえ幼稚園	22,228	
江東YMCA幼稚園	32,809		進幼稚園	49,576	
向南幼稚園	55,901		すずらん幼稚園	32,530	
江北白百合幼稚園	57,891		すみれ幼稚園	32,083	
こうま幼稚園	39,959		駿河台大学第一幼稚園	35,960	
光輪幼稚園	43,033		聖いづみ幼稚園	27,157	
國學院大學附属幼稚園	25,589		聖学院幼稚園	28,116	
国分寺けやき幼稚園	49,884		成城幼稚園	27,197	
子鹿幼稚園	17,575		聖心学園幼稚園	37,360	
小平あおば幼稚園	24,120		清新めぐみ幼稚園	55,943	
子供の国若草幼稚園	32,969		せいしん幼稚園	24,434	
コドモの園幼稚園	32,437		精心幼稚園	34,550	
五ノ神幼稚園	56,140		聖セシリア喜多見幼稚園	21,596	
狛江こだま幼稚園	61,633		聖徳大学多摩幼稚園	22,329	
狛江みずほ幼稚園	81,012		聖徳大学八王子幼稚園	29,511	
駒沢女子短期大学付属こまざわ幼稚園	36,692		聖徳大学三田幼稚園	46,288	
小松川めぐみ幼稚園	50,096		成徳幼稚園	53,149	
駒場幼稚園	39,617		聖ドミニコ学園幼稚園	29,479	
こみね幼稚園	52,901		星美学園幼稚園	43,906	
さ 坂の上幼稚園	72,802		聖母の騎士幼稚園	39,915	
さくら幼稚園	22,017		清明幼稚園	29,487	
笹塚幼稚園	30,640		成立学園幼稚園	33,794	
佐藤幼稚園	48,115		関町ちぐさ幼稚園	21,878	
サフラン幼稚園	20,623		関町白百合幼稚園	37,041	
サムエル幼稚園	29,444		世田谷聖母幼稚園	47,873	
狭山ヶ丘幼稚園	35,948		浅間幼稚園	71,429	
三光幼稚園	32,694		千住寿幼稚園	38,124	
サンシティ聖母幼稚園	34,603		洗心幼稚園	46,127	
サンタセシリア幼稚園	31,761		洗足うさぎ幼稚園	22,463	
サンライズ幼稚園	30,486		専念寺幼稚園	41,490	
鹿浜愛育幼稚園	48,832		草苑幼稚園	20,329	
枝光会駒場幼稚園	27,555		雑司ヶ谷幼稚園	22,156	
枝光会附属幼稚園	23,126		染地幼稚園	32,858	
枝光学園幼稚園	34,714		た 第一富士幼稚園	35,010	
品川翔英幼稚園	67,391		第一若草幼稚園	28,317	
志のぶ幼稚園	25,762		大東文化大学附属青桐幼稚園	48,779	
渋谷幼稚園	32,262		高千穂幼稚園	37,637	
島田第一幼稚園	29,831		高松幼稚園	31,332	
淑徳幼稚園	15,546		田柄幼稚園	55,241	
寿福寺第二幼稚園	33,258		竹塚幼稚園	33,129	
寿福寺幼稚園	36,783		立川双葉幼稚園	43,931	
春光幼稚園	37,422		立川みどり幼稚園	41,966	
松蔭幼稚園	36,919		立川幼稚園	22,122	
彰栄幼稚園	21,655		立華幼稚園	50,306	
聖徳幼稚園	34,688		田無いづみ幼稚園	38,719	
城北ひまわり幼稚園	28,186		田無向ヶ丘幼稚園	44,829	
白鳥幼稚園	21,007		田端さくら幼稚園	32,805	
白ふじ幼稚園	54,380		玉川学園幼稚園部	26,967	
白百合学園幼稚園	21,779		玉川幼稚園	29,261	
白百合幼稚園	33,529		多摩なかよし幼稚園	45,327	
白金幼稚園	38,009		多摩みどり幼稚園	25,278	
白鳩幼稚園	35,032		多摩幼稚園	24,944	
城山みどり幼稚園	43,868		小さき花の幼稚園	33,991	
城山幼稚園	44,157		チェリー幼稚園	64,759	
神明幼稚園	35,747		千鶴幼稚園	44,655	
真理学園幼稚園	32,924		調布白菊幼稚園	95,114	
杉並日の出幼稚園	35,103		調布星美幼稚園	45,195	
杉並幼稚園	17,962		調布多摩川幼稚園	44,980	
杉の子育英幼稚園	62,010		調布幼稚園	39,217	

● 幼稚園（学校法人）		(単位:千円)			(単位:千円)
学校名称	補助金額		学校名称	補助金額	
月かげ幼稚園	34,496		パール幼稚園	43,637	
つくし幼稚園	53,569		東立川幼稚園	22,110	
つつじがおか幼稚園	27,267		ビクター幼稚園	20,684	
鶴川若竹幼稚園	71,376		ひこばえ幼稚園	39,387	
帝京大学幼稚園	35,279		ひなぎく幼稚園	48,214	
帝京にしき幼稚園	46,307		日野しらゆり幼稚園	49,207	
帝京めぐみ幼稚園	32,393		日野ひかり幼稚園	41,425	
帝京幼稚園	30,344		日野ふたば幼稚園	58,341	
貞静幼稚園	30,934		日野わかぐさ幼稚園	38,937	
田園調布雙葉小学校附属幼稚園	25,971		ひまわり幼稚園	21,713	
天使幼稚園	36,169		平尾わかば幼稚園	47,813	
道灌山幼稚園	49,512		藤の台幼稚園	21,263	
東京いずみ幼稚園	65,125		藤美幼稚園	30,173	
東京音楽大学付属幼稚園	34,142		富士見幼稚園	53,175	
東京女子学院幼稚園	39,058		藤幼稚園	110,192	
東京多摩幼稚園	32,902		雙葉小学校附属幼稚園	23,413	
東京都市大学二子幼稚園	37,320		双葉幼稚園	45,697	
東京ゆりかご幼稚園	66,522		ふちえ幼稚園	38,208	
東京幼稚園	49,040		府中佼成幼稚園	17,406	
同仁美登里幼稚園	28,754		府中白糸台幼稚園	64,624	
東星学園幼稚園	12,797		府中白百合第二幼稚園	74,693	
桐朋幼稚園	14,486		府中白百合幼稚園	36,668	
東洋英和幼稚園	26,563		府中新町幼稚園	45,087	
東洋大学附属京北幼稚園	22,834		府中つくし幼稚園	41,814	
常盤ヶ丘幼稚園	19,213		府中天神町幼稚園	33,242	
常盤台めぐみ幼稚園	27,472		府中ひばり幼稚園	56,945	
ときわ幼稚園	35,456		府中わかば幼稚園	74,668	
徳丸幼稚園	66,359		文化学園大学附属すみれ幼稚園	35,850	
徳持幼稚園	20,829		文京学院大学文京幼稚園	37,750	
豊島なでしこ幼稚園	36,684		文教大学付属幼稚園	35,537	
友の季ひまわり幼稚園	34,791		遍照院幼稚園	17,528	
な おおび幼稚園	31,318		朋愛幼稚園	45,339	
長崎幼稚園	21,342		宝樹院幼稚園	33,452	
中瀬幼稚園	29,590		宝仙学園幼稚園	57,185	
なかの幼稚園	64,923		豊南幼稚園	15,285	
なかよし幼稚園	31,750		ほうや幼稚園	30,024	
南蒲幼稚園	34,005		保恵学園幼稚園	39,357	
西荻学園幼稚園	20,022		本所白百合幼稚園	29,226	
西荻まこと幼稚園	27,156		ま 前野幼稚園	30,418	
日新幼稚園	30,740		まきば幼稚園	20,852	
日体幼稚園	46,802		馬込なかよし幼稚園	33,408	
新渡戸文化幼稚園	31,718		馬込幼稚園	17,109	
二ノ江幼稚園	64,580		マダレナ・カノッサ幼稚園	45,327	
品川学藝幼稚園	20,965		町田こぼと幼稚園	53,975	
日本女子体育大学附属みどり幼稚園	47,096		町田こひつじ幼稚園	50,660	
日本女子大学附属豊明幼稚園	39,160		町田サレジオ幼稚園	41,034	
日本大学幼稚園	29,880		町田文化幼稚園	35,551	
如意輪幼稚園	45,021		松沢幼稚園	29,533	
ぬくい南幼稚園	36,200		ママの森幼稚園	31,647	
練馬幼稚園	54,915		まりあ幼稚園	46,945	
野方学院幼稚部	24,174		マルガリタ幼稚園	36,443	
のぞみ幼稚園	18,172		まるやま幼稚園	34,482	
伸びる会幼稚園	45,005		まんとみ幼稚園	32,487	
は 八王子桑の実幼稚園	46,244		三宿さくら幼稚園	37,420	
八王子実践幼稚園	43,709		みずほ幼稚園	56,232	
八王子白百合幼稚園	68,679		みそら幼稚園	45,100	
八王子すみれ幼稚園	24,558		三鷹小鳩幼稚園	32,518	
鳩の森八幡幼稚園	43,873		三鷹のぞみ幼稚園	47,814	
はなぞの幼稚園	35,575		三鷹みずほ幼稚園	48,426	
はなぶさ幼稚園	47,789		みたから幼稚園	44,562	

第4章 資料

● 幼稚園（学校法人）	(単位:千円)
学校名称	補助金額
みたけ幼稚園	31,994
道塚幼稚園	32,616
緑ヶ丘幼稚園(多摩市)	80,962
緑ヶ丘幼稚園(板橋区)	36,678
みなと幼稚園	36,176
南台幼稚園	30,084
嶺町幼稚園	35,976
みのり幼稚園	31,030
みふじ幼稚園	48,721
みやしろ幼稚園	39,441
みやま幼稚園	30,545
みょうじょう幼稚園	28,984
明福寺ルンビニー学園幼稚園	44,044
武蔵野音楽大学第一幼稚園	24,309
武蔵野音楽大学第二幼稚園	21,310
武蔵野相愛幼稚園	20,137
武蔵野大学附属幼稚園	53,342
武蔵野中央第二幼稚園	36,607
武蔵野中央幼稚園	45,242
武蔵野東第一幼稚園	47,978
武蔵野東第二幼稚園	77,320
武蔵野幼稚園	51,627
武蔵みどり幼稚園	35,755
六木幼稚園	35,624
村山いずみ幼稚園	58,533
明愛幼稚園	44,322
明照幼稚園	36,583
明星幼稚園	42,111
明成幼稚園	53,783
明泉幼稚園	41,255
明德幼稚園	35,190
目黒サレジオ幼稚園	52,011
目黒日本大学幼稚園	41,119
目黒幼稚園	37,043
目白幼稚園	15,333
もみじ幼稚園	27,768
桃園幼稚園	27,601
や 矢口幼稚園	21,533
谷戸幼稚園	53,140
やはた幼稚園	56,016
大和八幡幼稚園	31,448
大和郷幼稚園	63,442
大和幼稚園	47,489
弥生台幼稚園	32,698
ゆかり文化幼稚園	40,064
柚木武蔵野幼稚園	57,084
ら れいがん寺幼稚園	29,343
レストナック幼稚園	35,992
六郷幼稚園	58,913
わ 稚竹幼稚園	43,042
若竹幼稚園	32,962
若葉会幼稚園	35,699
若宮幼稚園	18,574
和敬幼稚園	33,985
和光鶴川幼稚園	25,338
和光幼稚園	31,652
計416校 平均補助額	39,707

● 特別支援学校	(単位:千円)
学校名称	補助金額
愛育学園(特別支援学校)	46,472
旭出学園(特別支援学校)	141,938
ライシャワー学園	86,733
明晴学園	114,680
計 4校 平均補助額	97,456

● 高等学校（通信制）	(単位:千円)
学校名称	補助金額
NHK学園高等学校	41,117
大原学園美空高等学校	9,999
科学技術学園高等学校	17,196
北豊島高等学校	5,387
聖パウロ学園高等学校	5,689
東海大学付属望星高等学校	18,748
目黒日本大学高等学校	20,601
立志舎高等学校	26,032
計 8校 平均補助額	18,097

注) 名称は全て令和7年4月1日現在

5 私立学校関係団体概要

(1) 公益財団法人東京都私学財団

令和8年2月28日現在

所在地等	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階 電話 03(5206)7921 FAX 03(5206)7927		
設立年月日	昭和56年6月1日	HPアドレス	https://www.shigaku-tokyo.or.jp

役職員等	代表者	理事長 長塚 篤夫				
	役員 (理事)等	理事 24名 評議員 26名 監事 3名				
		理事長	長塚 篤夫	理事	鈴木 弘	理事
理事長代理		近藤 彰郎	〃	横山 豊治	〃	菅野 秀二
運営理事		畑澤 正一	〃	田中 圭子	〃	小黒 祐康
〃		田代 正行	〃	野村 良司	〃	秋山 俊行
〃		内野 光裕	〃	坂本 歩	〃	古屋 留美
〃		多 忠貴	〃	岡本比呂志	〃	岡崎 義隆
理事		平方 邦行	〃	加茂川幸夫	監事	武藤 道郎
〃		嵯峨 実允	〃	田辺 邦子	〃	川並 順
〃	松谷 茂	〃	吉田 晋	〃	高橋 克典	
事務局	事務局長 山根 勉	職員数	52名 (管理職5名・一般職47名)			
事業内容	目的	東京都内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、東京都民の修学上の経済的負担を軽減するための総合的な援助を行い、もって東京都における教育文化の高揚に資することを目的とする。				
	事業内容	I 私立学校における教育環境の充実・向上のための支援 (1) 学校施設の整備等のための融資・助成 (2) 教育環境等の改善・充実のための助成 (3) 教職員の待遇安定化のための資金の交付 (4) 教職員の資質向上のための研修・助成 (5) 学校経営に関する助言・相談 (6) 学業優秀者等の顕彰 (7) 私立学校に関する広報活動等				
		II 都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援 (1) 保護者の負担を軽減するための融資・助成 (2) 生徒を支援するための貸付・助成				
会員等の状況	会員 校数 1,511校 (加入率 82.8%) ※令和7年12月31日現在 * 振興事業又は退職資金事業に加入する会員数である。 (学校種別内訳：幼稚園745、小学校55、中学校186、高等学校240、特別支援学校3、高等専門学校1、専修学校及び各種学校281)					
財務内容	基本財産	1,375,000,000円 うち、都出資金200,000,000円 (14.5%)				
	収支の状況	(単位:千円)				
		区分	5年度決算	6年度決算	増減率	7年度予算
		収入総額A	47,474,621	90,279,561	90.2%	108,420,276
		都補助金額B	28,296,191	70,716,602	149.9%	85,256,206
B/A	59.6%	78.3%	18.7ポイント	78.6%		
支出総額	47,480,050	90,243,179	90.1%	108,473,721		
その他	(公財) 東京都私学財団は、平成15年4月1日、(財) 東京都私立学校教育振興会と(社) 東京都私学退職金社団とが組織・事業統合して発足した。平成23年4月1日より、公益財団法人東京都私学財団に移行。					

第4章 資料

(2) 日本私立学校振興・共済事業団（共済事業本部）

令和8年2月28日現在

所在地等	〒113-8441 文京区湯島1-7-5 電話 03(3813)5321 FAX 03(3813)5356		
設立年月日	平成10年1月1日	HPアドレス	https://www.shigaku.go.jp

役職員等	代表者	理事長 福原 紀彦				
	役員 (理事)等	理事 9名 監事 2名 共済運営委員会 20名				
		理事長	福原 紀彦	理事	白井 秀樹	監事
理事		江崎 典宏	〃	川並 弘純	〃	廣岡 康久
〃		吉田 博之	〃	汲田伸一郎		
〃		吉田 秀樹	〃	近藤 彰郎		
〃	乗田 憲	〃	日比谷潤子			
事務局	審議役 田代 雅之	職員数	251名（管理職36名・一般職215名）			
事業内容	目的	私立学校の教育の充実・向上及びその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。				
	事業内容	共済制度 (1)短期給付事業 加入者とその家族の病気、怪我、出産、死亡、災害等定められた給付金を支払う。 (2)年金等給付事業 加入者の退職・老齢、障害、死亡による年金、一時金を支払う。 (3)福祉事業 保健事業、医療事業、宿泊事業、貯金事業、積立共済年金事業、共済定期保険事業、貸付事業を行っている。				
	会員等の状況	(東京都) 加入学校数 1,930校(8年2月末現在) [大学、短大、高専を含む] 127,319人(8年2月末現在) [大学、短大、高専を含む]				
財務内容	基本財産	- 円				
	収支の状況	【厚生年金勘定収支】 (単位:千円)				
		区分	5年度決算	6年度決算	増減率	7年度予算
収入総額A		1,340,045,863	1,366,265,600	2.0%	1,354,792,255	
都補助金額B		1,786,725	1,819,482	1.8%	2,027,482	
B/A		0.1%	0.1%	0.1ポイント	0.2%	
支出総額	954,724,756	1,019,770,517	6.8%	1,110,741,054		
その他	平成10年1月1日に、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合が解散し、同財団・同共済の一切の権利及び義務を承継して、日本私立学校振興・共済事業団が設立された。					

(3) 東京私立初等学校協会

令和8年2月28日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館6階 電話 03(3261)2934 FAX 03(3261)3003		
設立年月日	昭和9年11月15日	HPアドレス	https://www.shigaku.elementary-school.tokyo

役職員等	代表者	会長 田代 正行 立教小学校校長				
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 3名 理事 7名 監事 2名 顧問 1名				
		会長	田代 正行	理事	北山ひと美	監事
副会長		横山 豊治	〃	杉浦 重成	〃	山下浩一郎
〃		島野 歩	〃	跡部 清	顧問	重永 睦夫
〃	青木 洋介	〃	渡部 祐子	〃	吉田 太郎	
〃	〃	〃	保倉 啓子	〃	照井 伸也	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	
事務局	事務局長 児玉 宏之	職員数	4名 (管理職2名・一般職2名)			
事業内容	目的	東京私立初等学校の相互の提携協力によって初等教育の充実向上を図ることをもって目的とする。				
	事業内容	(1) 初等教育に関する調査研究とその発表 (2) 学校運営に関する研究調査 (3) 教職員の資質向上のための研修 (4) 日本私立小学校連合会との連絡提携 (5) 私立学校教育振興のための連絡提携 (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業				
	会員等の状況	加盟校56校				
財務内容	基本財産	— 円				
	収支の状況	(単位:千円)				
		区分	5年度決算	6年度決算	増減率	7年度予算
収入総額		82,485	83,010	0.6%	82,277	
(公財)私学財団からの負担金収入		8,917	9,317	4.5%	8,917	
支出総額	81,140	82,474	1.6%	84,864		
その他						

第4章 資料

(4) 一般財団法人東京私立中学高等学校協会

令和8年2月28日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3263)0541 FAX 03(3239)6140													
設立年月日	昭和21年11月7日、 平成22年4月1日（法人化）	HPアドレス	https://www.tokyoshigaku.com											
役職員等	代表者	会長 近藤 彰郎 学校法人八雲学園理事長 電話03(3717)1196〔学校電話〕												
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 3名 常任理事 17名 理事 50名 監事 2名												
		<table border="0"> <tr> <td>会長 近藤 彰郎</td> <td>総務部長 松谷 茂</td> <td>会長推薦常任理事 吉田 晋</td> </tr> <tr> <td>副会長 長塚 篤夫</td> <td>広報部長 鈴木 弘</td> <td>監事 相川 忠洋</td> </tr> <tr> <td>“ 嵯峨 実允</td> <td>文化部長 山本 慈訓</td> <td>“ 山本与志春</td> </tr> <tr> <td>“ 畑澤 正一</td> <td>庶務・会計部長 武藤 道郎</td> <td></td> </tr> </table>		会長 近藤 彰郎	総務部長 松谷 茂	会長推薦常任理事 吉田 晋	副会長 長塚 篤夫	広報部長 鈴木 弘	監事 相川 忠洋	“ 嵯峨 実允	文化部長 山本 慈訓	“ 山本与志春	“ 畑澤 正一	庶務・会計部長 武藤 道郎
会長 近藤 彰郎		総務部長 松谷 茂	会長推薦常任理事 吉田 晋											
副会長 長塚 篤夫	広報部長 鈴木 弘	監事 相川 忠洋												
“ 嵯峨 実允	文化部長 山本 慈訓	“ 山本与志春												
“ 畑澤 正一	庶務・会計部長 武藤 道郎													
事務局	事務総長 間庭 修 事務局長 星 政典 研究所長 平方 邦行	職員数	18名（管理職6名・一般職12名）											
事業内容	目的	学校教育及び学校経営等に関する調査研究、情報収集・情報提供を行うとともに、私立学校教育の振興・充実を図り、もって中等教育の発展に寄与することを目的とする。												
	事業内容	(1) 私立学校振興に関する事業 (2) 私立学校関係諸機関との連絡提携に関する事業 (3) 私立学校の教職員の研修及び福利厚生に関する事業 (4) 私立学校に関する情報を広く都民等に提供する事業 (5) 生徒の学習活動に関する事業 (6) 教職員に係わる人材情報に関する事業 (7) 教育に関する調査、研究に関する事業 (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業												
	会員等の状況	会員校 246校 中高併設 178校（含特別支援学校 1校） 中学校のみ 7校（含特別支援学校 1校） 高校のみ 61校												
財務内容	基本財産	3,000,000 円												
	収支の状況	(単位:千円)												
		区分	5年度決算	6年度決算	増減率	7年度予算								
収入総額		1,042,978	1,077,182	3.3%	941,620									
(公財)私学財団からの負担金収入	50,102	50,102	0.0%	50,102										
支出総額	701,895	689,373	△0.2%	759,135										
その他														

(5) 公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会

令和8年2月28日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館3階 電話 03(3261)3982 FAX 03(3264)6195																								
設立年月日	昭和34年12月1日	HPアドレス	https://toshiyo-ken.net/																						
役職員等	代表者	理事長 関 政子 学校法人八幡学園やはた幼稚園園長 電話 03(3330)6311〔幼稚園電話〕																							
	役員 (理事)等	<table border="1"> <tr> <td>理事 18名</td> <td>監事 2名</td> </tr> <tr> <td>理事長 関 政子</td> <td>理 事 田澤 里喜</td> </tr> <tr> <td>常務理事 杉本 育美</td> <td>” 月本 喜久</td> </tr> <tr> <td>理 事 浅見 均</td> <td>” 花輪 充</td> </tr> <tr> <td>” 請川 滋大</td> <td>” 早崎 淳子</td> </tr> <tr> <td>” 加藤 篤彦</td> <td>” 土方 崇</td> </tr> <tr> <td>” 河野 史郎</td> <td>” 福井 徹人</td> </tr> <tr> <td>” 小堤小夜子</td> <td>” 福島 賢</td> </tr> <tr> <td>” 澁谷 良孝</td> <td>” 松村 和子</td> </tr> <tr> <td>” 関岡 貴之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>” 多賀 真弓</td> <td></td> </tr> </table>		理事 18名	監事 2名	理事長 関 政子	理 事 田澤 里喜	常務理事 杉本 育美	” 月本 喜久	理 事 浅見 均	” 花輪 充	” 請川 滋大	” 早崎 淳子	” 加藤 篤彦	” 土方 崇	” 河野 史郎	” 福井 徹人	” 小堤小夜子	” 福島 賢	” 澁谷 良孝	” 松村 和子	” 関岡 貴之		” 多賀 真弓	
	理事 18名	監事 2名																							
理事長 関 政子	理 事 田澤 里喜																								
常務理事 杉本 育美	” 月本 喜久																								
理 事 浅見 均	” 花輪 充																								
” 請川 滋大	” 早崎 淳子																								
” 加藤 篤彦	” 土方 崇																								
” 河野 史郎	” 福井 徹人																								
” 小堤小夜子	” 福島 賢																								
” 澁谷 良孝	” 松村 和子																								
” 関岡 貴之																									
” 多賀 真弓																									
事務局	事務局長 松井 多美雄	職員数	6名(管理職2名・一般職4名)																						
事業内容	目 的	会員相互の協力によって幼児教育の充実と向上を図るとともに、幼稚園教職員の研修や資質の向上及び幼児の保護者等への幼児教育情報の普及を通じて、東京都内におけるすべての子どもの幸せに寄与することを目的とする。																							
	事業内容	(1) 幼児教育の質の向上に資するための研修及び研究、調査 (2) 幼稚園教育に関する研究、調査 (3) 幼稚園の運営・管理に関する研究、調査 (4) 幼児教育情報の社会への発信、普及 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業																							
	会員等の 状況	752園																							
財務内容	基本財産	50,000,000円																							
	収支の 状況	(単位:千円)																							
		区分	5年度決算	6年度決算	増減率																				
収入総額		81,551	81,832	0.3%																					
都からの委託 料又は分担金 (公財)私学財 団からの負担 金収入		11,820	11,431	△3.3%																					
支出総額	77,840	83,666	7.4%																						
その他																									

第4章 資料

(6) 東京都私立幼稚園連合会

令和8年2月28日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館3階 電話 03(3262)3666 FAX 03(3264)6195		
設立年月日	平成4年5月12日	HPアドレス	https://www.tokyo-kindergarten.jp

役職員等	代表者	会長 内野 光裕 学校法人内野学園理事長 電話 042(491)1824〔幼稚園電話〕			
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 6名 理事108名 監事 2名 顧問 2名			
		会長	内野 光裕	総務委員長 福井 徹人	顧問 北條 泰雅
副会長		古庄 宏吉	教育研究委員長 杉本 育美	” 友松 浩志	
”		巖谷 勝正	政策委員長 町山 太郎		
”		田中 圭子	広報委員長 毛塚 敬進		
”		濱川 喜亘	経営研究委員長 千葉 伸也		
”		五島 満	監事 山口 善久		
”	野村 良司	” 町山 芳夫			
事務局	事務局長 松井 多美雄	職員数	6名 (管理職2名・一般職4名)		
事業内容	目的	都内私立幼稚園の提携協力によって、私立幼稚園の自主性と公共性を発揮し、幼児教育の振興を図ることを目的とする。			
	事業内容	(1) 幼児教育に関する調査研究 (2) 私立幼稚園の管理運営に関する調査研究 (3) 私立幼稚園の充実振興のための渉外活動 (4) 設置者固有の問題を解決するための活動 (5) 私立幼稚園教職員の資質向上及び福利厚生 (6) その他目的を達成するために必要な事業			
	会員等の状況	752園			
財務内容	基本財産	— 円			
	収支の状況	(単位:千円)			
		区分	5年度決算	6年度決算	増減率
収入総額		70,423	83,220	18.2%	92,122
(公財)私学財団からの負担金収入		0	0	0.0%	0
支出総額	81,590	79,040	△3.1%	92,122	
その他					

(7) 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

令和8年2月28日現在

所在地等	〒151-0053 渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階 電話 03(3378)9601 FAX 03(3378)9625					
設立年月日	昭和36年11月16日	HPアドレス	https://tsk.or.jp			
役職員等	代表者	会長 多 忠貴 学校法人電子学園理事長 電話 03(3363)7761〔学校電話〕				
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 7名 常務理事 6名 理事 15名 監事 2名 専務理事 1名				
		会 長 多 忠貴	川口 拓也	濱田 法子		
副 会 長 坂本 歩		古島 昭博	服部 元			
〃 関口 正雄		守谷たつみ	船場 吉行			
〃 岡本比呂志		理 事 見上陽一郎	田中 秀成			
〃 平野公美子		〃 山本 匡	〃 大竹 嘉明			
〃 山崎 薫		〃 中尾根靖司	〃 新井 永鎮			
〃 福田 潤		〃 櫻井 康司	監 事 園山佐和子			
〃 香川 順子		〃 窪田多美子	〃 梶間 栄一			
専務理事 飯塚美紀子		〃 井上 雅美				
常務理事 千葉 茂	〃 染谷 吉彦					
〃 山中 祥弘	〃 川並 順					
〃 小林 光俊	〃 塚原 一功					
事務局	事務局長 飯塚美紀子	職員数	8名(管理職3名・一般職5名)			
事業内容	目 的	専修学校各種学校教育及び職業教育の充実振興を図るとともに、社会環境の変化やニーズに対応した教育学習、職業訓練、就労支援等の提供を行い、もって文化の高揚と社会経済の発展に寄与すること				
	事業内容	(1) 専修学校各種学校教育の充実及び向上に資する事業 (2) 職業教育に関する情報収集、研究調査及び情報提供等を行う事業 (3) 教育訓練、職業訓練、就労支援等の提供を行う事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
	会員等の状況	会員校数 314校(加入率68.1%) ※ 令和7年5月1日現在 都内私立専修・各種学校認可461校(外国人学校等含む・休校除く)に対しての分野別内訳は、工業32校、農業1校、医療76校、衛生72校、教育・福祉25校、商業実務49校、服飾家政23校、文化教養183校				
財務内容	基本財産	5,000,000円				
	収支の状況	(単位:千円)				
		区分	5年度決算	6年度決算	増減率	7年度予算
		収入総額	168,935	168,877	0.0%	181,156
		都からの委託料	11,000	12,640	14.9%	11,806
(公財)私学財団からの負担金収入	11,984	11,984	0.0%	11,984		
支出総額	161,788	174,362	7.8%	174,280		
その他						

第4章 資料

(8) 東京都私立学校審議会

令和8年2月28日現在

設立年月日	昭和25年	資格・根拠	私立学校法 第8条
-------	-------	-------	-----------

委員等	代表者	会長 近藤 彰郎 学校法人八雲学園理事長 電話 03 (3717)1196 [学校電話]					
	委員20名 (学識経験者 5名、私立学校関係者 15名)						
		氏名	現職	所属部会			任期
				第1	第2	第3	
		近藤 彰郎 【会長】	八雲学園理事長				R6.5.1~R10.4.30
		内野 光裕 【会長代行】	内野学園理事長		○		R6.5.1~R10.4.30
		阿部 佳	合同会社ケイプラス代表	○			R6.5.1~R10.4.30
		池田 文子	池田学園理事長		○		R4.8.1~R8.7.31
		多 忠貴	電子学園理事長	○			R4.8.1~R8.7.31
		加茂川幸夫	幕張インターナショナルスクール理事長	◎			R4.8.1~R8.7.31
		小林 紀子	青山学院大学名誉教授		○		R6.5.1~R10.4.30
		嵯峨 実允	藤華学院理事長		○	○	R6.5.1~R10.4.30
		沢辺 隆雄	産経新聞社論説委員	○		◎	R6.9.1~R10.8.31
		島野 歩	文教大学附属小学校校長	○		○	R6.5.1~R10.4.30
		鈴木 弘	香蘭女学校理事長		○	○	R6.6.1~R8.7.31
		高橋あゆち	井之頭学園理事長	○		○	R4.8.1~R8.7.31
		千葉 茂	片柳学園理事長	○		○	R6.5.1~R10.4.30
		長塚 篤夫	順天中学・高等学校校長	○		○	R4.8.1~R8.7.31
		野上 秀子	久我山幼稚園園長		○		R4.8.1~R8.7.31
		平野公美子	文際学園理事	○			R4.8.1~R8.7.31
	松谷 茂	文化杉並学園理事長		○	○	R6.5.1~R10.4.30	
	村井 正美	読売新聞東京本社編集局次長兼地方部長		◎	○	R6.9.1~R10.8.31	
	横山 豊治	清明学園初等学校校長		○	○	R4.8.1~R8.7.31	
	吉田 晋	富士見丘学園理事長	○		○	R4.8.1~R8.7.31	
	(注) ◎印は各部会の主査						
	事務局	東京都生活文化局私学部私学行政課 (専修各種学校担当) 電話 03(5388)3192 FAX 03(5388)1336					
事業内容	目的	所轄庁の権限行使の際に、審議会で審議を行うことにより、私立学校の自主性を尊重する。					
	事業内容	(1) 知事の諮問を受け、以下の事項について、審議する。 学校、学科、課程の設置・廃止認可、収容定員変更認可、広域通信制 (通信制高等学校) に係る学則変更認可、学校閉鎖命令、寄附行為認可、寄附行為の補充、設置者変更認可、学校法人の解散認可、学校法人の組織変更認可、学校法人の措置命令、役員解任勧告、学校法人の解散命令、収益事業の停止命令・収益事業の種類、過剰収容の是正命令、予算の変更勧告、役員解職勧告 (2) 私立学校に関する重要事項について、知事に建議することができる。					
その他	・原則として月1回開催 (8月は休会) ・会議は原則として公開。ただし、あらかじめ特に議決を経たときは非公開とすることができる。						

(9) 東京都私立学校助成審議会

令和8年2月28日現在

設置年月日	昭和33年	資格・根拠	東京都私立学校助成審議会条例
代表者	会長 荒井 文昭 東京都立大学名誉教授		
委員等	委員15名		
	氏名	現職	任期
	寺前 ももこ	東京都議会議員	R7. 11. 1～R8. 10. 31
	青木 英太	東京都議会議員	R7. 11. 1～R8. 10. 31
	風間 ゆたか	東京都議会議員	R6. 11. 1～R8. 10. 31
	北口 つよし	東京都議会議員	R7. 11. 1～R8. 10. 31
	せいの 恵子	東京都議会議員	R7. 11. 1～R8. 10. 31
	荒井 文昭	東京都立大学名誉教授	R6. 5. 1～R8. 4. 30
	大槻 奈巳	聖心女子大学現代教養学部 教授	R6. 5. 1～R8. 4. 30
	増田 恵美子	株式会社中日新聞社 東京新聞編集委員	R6. 5. 1～R8. 4. 30
	加藤 尚子	明治大学文学部 教授	R6. 5. 1～R8. 4. 30
	宮川 倫子	弁護士	R6. 5. 1～R8. 4. 30
	近藤 彰郎	学校法人八雲学園 理事長	R6. 5. 1～R8. 4. 30
	吉田 晋	学校法人富士見丘学園 理事長	R6. 5. 1～R8. 4. 30
	嵯峨 実允	学校法人藤華学院 理事長	R6. 5. 1～R8. 4. 30
重永 睦夫	東京私立初等学校協会 顧問	R6. 5. 1～R8. 4. 30	
五島 満	学校法人慈光学園 理事長	R6. 5. 1～R8. 4. 30	
事務局	東京都生活文化局私学部私学振興課（助成担当） 電話 03(5388)3182 FAX 03(5388)1336		
目的	東京都私立学校教育助成条例に基づき、東京都が学校法人に対し行う助成の適正化及び効率化を図る。		
審議事項	知事の諮問を受け、補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議する。		
その他	原則として年1回開催		

第4章 資料

(10) 東京都と一般財団法人東京私立中学高等学校協会との連絡協議会（公私連絡協議会）

令和8年2月28日現在

設置年月日	昭和47年	資格・根拠	設置要綱	
委員等	委員16名			
		役 職	氏 名	区 分
		一般財団法人東京私立中学高等学校協会 会長	近 藤 彰 郎	私学協会
		副会長	畑 澤 正 一	
		副会長	長 塚 篤 夫	
		副会長	嵯 峨 実 允	
		総務部長	松 谷 茂	
		総務部副部長	伊 藤 正 徳	
		総務部副部長	清 水 直 樹	
		東京都生活文化局長		知事部局
		東京都生活文化局私学部長		
		東京都教育委員会教育長		教育委員会
		東京都教育庁次長		
		東京都教育庁教育監		
		東京都教育庁総務部長		
	東京都教育庁都立学校教育部長			
	東京都教育庁指導部長			
	東京都教育庁人事部長			
	事務局	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課（計画総括担当） 電話 03(5320)6742 FAX 03(5388)1727		
事業内容	目 的	高等学校教育の総合的運営とその円滑な発展に資する。		
	事業内容	都内の公私立高等学校における教育上の問題点について協議し、相互の連絡調整を図る。 ＜連絡協議事項＞ （1）生徒の就学に関すること。 （2）（1）のほか、高等学校教育に関すること。 なお、特別の事項につき必要があるときは、協議会に専門委員会を置く。		
その他		原則として年2回開催		

(11) 私立学校関係団体一覧

令和8年2月28日現在

名称	(公財) 東京都私学財団	日本私立学校振興・共済事業団	東京私立初等学校協会	(一財) 東京私立中学高等学校協会
設置根拠	公益法人整備法第44条	日本私立学校振興・共済事業団法	(任意団体)	一般社団・財団法人法第163条
都補助	有	有	無	無
代表者名	長塚 篤夫	福原 紀彦	田代 正行 立教小学校校長	近藤 彰郎 学校法人八雲学園理事長
事務局長	山根 勉	-	児玉 宏之	星 政典
事務局所在地等	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階 電話 03(5206)7921 FAX 03(5206)7927	〒113-8441 文京区湯島1-7-5 (共済事業本部) 電話 03(3813)5321 FAX 03(3813)5356	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館6階 電話 03(3261)2934 FAX 03(3261)3003	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3263)0541 FAX 03(3239)6140
関係全国団体	-	-	日本私立小学校連合会 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館6階 電話 03(3261)2934 FAX 03(3261)3003	日本私立中学高等学校連合会 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館5階 電話 03(3262)2828 FAX 03(3237)7637
名称	(公社) 東京都私立幼稚園教育研修会	東京都私立幼稚園連合会	(公社) 東京都専修学校各種学校協会	東京都私立学校審議会
設置根拠	公益法人整備法第44条	(任意団体)	公益法人整備法第44条	私立学校法第8条
都補助	無	無	無	-
代表者名	関 政子 学校法人八幡学園 やした幼稚園園長	内野 光裕 学校法人内野学園理事長	多 忠貴 学校法人電子学園理事長	近藤 彰郎 学校法人八雲学園理事長
事務局長	松井 多美雄	松井 多美雄	飯塚 美紀子	-
事務局所在地等	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館3階 電話 03(3261)3982 FAX 03(3264)6195	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館3階 電話 03(3262)3666 FAX 03(3264)6195	〒151-0053 渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階 電話 03(3378)9601 FAX 03(3378)9625	私学部私学行政課 (専修各種学校担当) 都庁第一本庁舎18階北側 電話 03(5388)3192 FAX 03(5388)1336
関係全国団体	全日本私立幼稚園連合会 (一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3237)1080 FAX 03(3263)7038	全日本私立幼稚園連合会 (一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3237)1080 FAX 03(3263)7038	全国専修学校各種学校総連合会 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館11階 電話 03(3230)4814 FAX 03(3230)2688	全国私立学校審議会連合会 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館5階 電話 03(3262)2828 FAX 03(3237)7637
名称	東京都私立学校助成審議会	公私連絡協議会		
設置根拠	東京都私立学校助成審議会条例	要 綱		
都補助	-	-		
代表者名	荒井 文昭 東京都立大学名誉教授	-		
事務局長	-	-		
事務局	私学部私学振興課	教育庁都立学校教育部		
所在地等	(助成担当) 都庁第一本庁舎18階北側 電話 03(5388)3182 FAX 03(5388)1336	高等学校教育課(計画総括担当) 都庁第二本庁舎15階 電話 03(5320)6742 FAX 03(5388)1727		
関係全国団体	-	-		

6 私学の成り立ち

(1) 私学の生い立ち

我が国における学校教育の生い立ちは、遠く奈良時代の前に遡ると言われている。学校が初めて組織的に設けられたのは、大宝律令下にいわゆる官学として設置された中央の「大学」、地方の「国学」であろうといわれている。一方、私学と見られる学校が設けられるようになったのは、平安時代に入ってからで、最も古いのは、和氣広世が設けた学問研究所としての弘文院で、続いて藤原冬嗣の勸学院、在原行平の奨学院等が生まれている。

しかし、これらの私学は、その対象が貴族や豪族の子弟に限られていたということで、広く公教育的な性格を持った教育機関と言うものではなかったようである。

このような中で、私学教育の源泉と見られるものが、「綜芸種智院」の設立である。「綜芸種智院」は、828年、弘法大師(774年から835年)によって僧俗、階層を問わず、庶民一般の子弟に対する教育の重要性に着目して設けられたところに、その特色を見ることができる。

鎌倉、室町時代には、「寺院教育」が普及するようになった。はじめは、寺院の後継者育成を目的として、僧職をめざす子弟の教育を行っていたが、次第に対象を広げ、武士や一般庶民の子弟も教育するようになっていった。

江戸時代になって、朱子学が、官学として幕府の保護を受ける一方で、漢学者、国学者などによる私塾や家塾が設けられるようになった。

この私塾や家塾は、今日の中等教育又は高等教育的な性格をもっており、「読書算」という初等教育的な要素を持つ教育は、「寺子屋」教育によって行われていた。

私立学校における教育制度が、寺子屋その他の私塾にその源を発しているといわれるのは、江戸時代、私的あるいは民間の手によって、初等教育から中等教育、高等教育にかかわる教育が実践されたことによるものといえる。

(2) 学制の制定

明治維新の官制改革を受けて、文部省が設置されたのは明治4年である。翌明治5年、太政官布告第214号により「学制」が制定された。これが、我が国における近代国家としての統一的な学校制度のはじまりである。

この学制は、身分や性別を問わず、国民皆学を基本理念とするものである。学区制が採用され、全国を8大学区に分けて1大学区を32中学区とし、さらに1中学区は210の小学区に分けられた。学区ごとに、大学、中学及び小学校をそれぞれ1校設置して、これを文部省が統括しようとするものであった。学制は、まず小学校の建設普及によって、国民教育の基礎を固めるとの方針がとられた。

学制の制定は、我が国における近代国家としての学校教育制度の確立と教育の中央集権化を意図するものであり、私塾、家塾についても、国の監督下に置かれることになったが、この設立・廃止については、届出制が採用されており、いわば自由設立主義的な考え方にあった。

明治5年の「学制」をはじめとする我が国の統一的な学校制度は、教育令、改正教育令を経て、明治19年の小学校令、中学校令、師範学校令及び帝国大学令などの学校令が制定され、その基礎の確立を見ることが出来る。

明治12年、学制の廃止により、新たに制定された教育令は、就学義務の緩和などを行っているが、翌13年には、一転して文部省、府知事令の権限を強化して、教育に関する国の干渉を強めている。

私立学校の設立について、学制及び旧教育令の届出制から認可制に改められたのもこのときである。

その後、これら諸学校令の改正とともに、明治36年専門学校令、大正7年大学令及び高等学校令の制定により、高等教育についての学校制度が整備され、戦後の教育改革をむかえるまでの基本的な法制度となったのである。

(3) 私立学校令

「私立学校」が制度的に明確化されたのは、明治7年の文部省布達第22号による。この布達は、官立、公立及び私立学校について定義しており、私立学校については、「老人又ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノ」と規定している。これにより、官立又は公立学校と私立学校の関係が制度上明らかにされたのである。

私立学校に関する法制は、先の諸学校令においても関係規定が置かれていたところであるが、明治32年の勅令第359号によって制定された私立学校令が、昭和20年の終戦にいたるまで、私立学校一般に適用

されることになった。

しかし、この私立学校令は、私立学校に関して、諸学校令の規定が先に適用され、諸学校令に規定がない場合に私立学校令が適用されるという、いわば諸学校令の補完的な規定であった。教員資格、施設設備、教科編成等については諸学校令により、私立学校令の適用は、閉鎖命令、変更命令等の一般的監督規定のみであった。

私立学校令は、明治44年に諸学校令の整備と並行して改正が行われ、制度上、私立学校の財政的基盤の

充実を求めるなどの整備が図られた。

私立学校令の内容は、おおむね次のとおりである。

- ① 私立学校は、地方長官の監督に属する(大学、高等学校は、直接文部大臣の監督下にあった)。
- ② 私立学校の設立、廃止及び設立者の変更は、監督官庁の認可を受けなければならない(私立学校の廃止及び設立者の変更は、届出事項であったものが、明治44年の改正により認可事項に改められた)。
- ③ 私立学校を設立しようとする者は、財団法人を設立しなければならない(設置者の財団法人化は、明治44年の改正で加えられたもので、学校経営

が学納金のみで頼ることなく、あらかじめ資産を保有することによって、財政基盤の確立を図ろうとしたものである)。

- ④ 私立学校の校長は、監督官庁の認可を受け、教員は、地方長官又は文部大臣の認可を受けなければならない。
- ⑤ 監督官庁は、校長又は教員が不適当と認めるときは、認可の取消し、又は解職を命ずることができる。
- ⑥ 監督官庁は、私立学校の設備授業等に関する変更命令、法令違反等に関する学校閉鎖命令を下すことができる。

(4) 私立学校法の制定

昭和20年の終戦を契機として、戦前の学校教育制度及び教育行政は、全面的に改革されることになった。

同21年に新憲法が制定されると、翌22年4月1日、施行日を同じくして教育基本法並びに学校教育法が施行された。この法律は、我が国の学校制度の基本を定めたものであって、国民の教育を受ける権利の確立、教育の機会均等の保障、あるいは教育の民主化等の基本理念や諸原則を定め、戦後の新しい学校及び教育制度の基礎を確立したものであるといえる。

学校教育法は、これまでの学校の種別ごとに定められていた諸学校令を統合して、各学校の種別ごとの目的、修業年限、組織等について体系的に規定している。その内容は、憲法、教育基本法によって明らかにされた新しい教育理念を具体化したもので、教育の機会均等の実現を基本に、学制の単純化、義務教育の年限の延長を図ったことなどが従来の学校制度に比べて著しい特色となっている。

学制の単純化は、いわゆる学校体系に6・3・3・4制を導入したことであり、このことによって、進学希望者は、その能力に応じたそれぞれの段階の学校に進学できることになり、教育の機会均等の保障についても現された法制度であると言える。

このような新しい教育制度の確立とともに、私立学校については、学校が持つ公の性質にかんがみ、法律で定める特別の法人において設置することができることとなった(旧教育基本法第6条)。この定めは、私立学校が有する公共的性格を明確にしたものである。

私立学校法は、その目的を「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図る」と定めている(同法第1条)。

この私立学校の特性とは、私立学校が私人の寄付財産等によって設立・運営されることによる性格を意味するもので、国公立とは明らかに異なる性格を持っている。

また、私立学校の自主性とは、私立学校が私人の寄付財産等によって設立されることから、その運営も自律的に行われるという性格をいうものである。私立学校においては、設立者の建学の精神や学校独自の校風が強調され、所轄庁の権限は国公立の学校に比べて限定されている(同法第5条)。さらに、所轄庁が、その権限を行使するに当たっても、あらかじめ、私立大学審議会や私立学校審議会の意見を聞かなければならないことになっており、制度上、私立学校関係者の意見が大きく反映されるようになってきている。

一方、私立学校にあっても、公の性質を持っていることは、教育基本法において明示されており、国公立の学校とかわることなく公教育の一翼を担っている。

そのため、私立学校にも公共性を高めることが求められている。私立学校の設置者が、民法の財団法人にかわって、学校法人という特別の法人制度によって、その組織・運営について、学校法人が解散した場合の残余財産の恣意的処分の防止を図っていること(同法第23条)、学校法人の公正な運営を期するため、役員(理事・監事)及び評議員の必要最低人数及び役員等の資格構成要件を規定し、親族等特別利害関係を有する者の就任が制限されている(同法第31条、第46条及び第62条)。また、各機関の職務や運営方法が規定される等、学校法人において実効性のあるガバナンスが推進されるように、一部改正が行われた(令和7年4月施行)。

学校法人は、私立学校を設置し、管理・運営する主体である。学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の名称、種類、役員、資産等に関する所定の事項を定めて、所定の手続きを行い、所轄庁の認可を受けなければならないことになっている(同法第23条)。

いずれにしても、私立学校法は、①私立学校の自主性を尊重し、②私立学校の公共性を確保し、③さらには、憲法第89条との関連において、私立学校に対する公費助成のみちを開くという私立学校制度の画期的な改革を内容としており、今日の私立学校の発展に大きく寄与するものであったといえる。

(5) 私立学校振興助成

私立学校振興助成法は、昭和50年7月議員立法というかたちで制定され、昭和51年4月1日から施行されている。

私立学校に対する戦後の公的援助については、昭和21年から戦災復旧資金の貸付が行われてきた。さらに、昭和27年度には、産業教育の振興を図るための産業教育設備補助金が設けられ、同31年度には、理科教育設備補助金が設けられるなど、特定の目的のための助成制度ではあるが、着々と充実されてきた。

昭和45年には、私立の大学、短期大学等の教育研究の向上、学校経営の健全化を図るために、人件費を含む教育研究にかかる経常的経費に対する補助制度「私立大学等経常費補助金」が創設され、開始された。

また、都道府県においても幼稚園から高等学校までの私立学校に対する経常費補助が行えるようにするため、地方交付税制度による都道府県に対しての財源措置が講じられるようになった。

経常費補助金は、教員の人件費や、教育研究に必要な経費を対象とするということで、それまでの施設、設備の整備を中心とする融資、補助金から、質的にも大きく異なる助成制度へと拡充された。

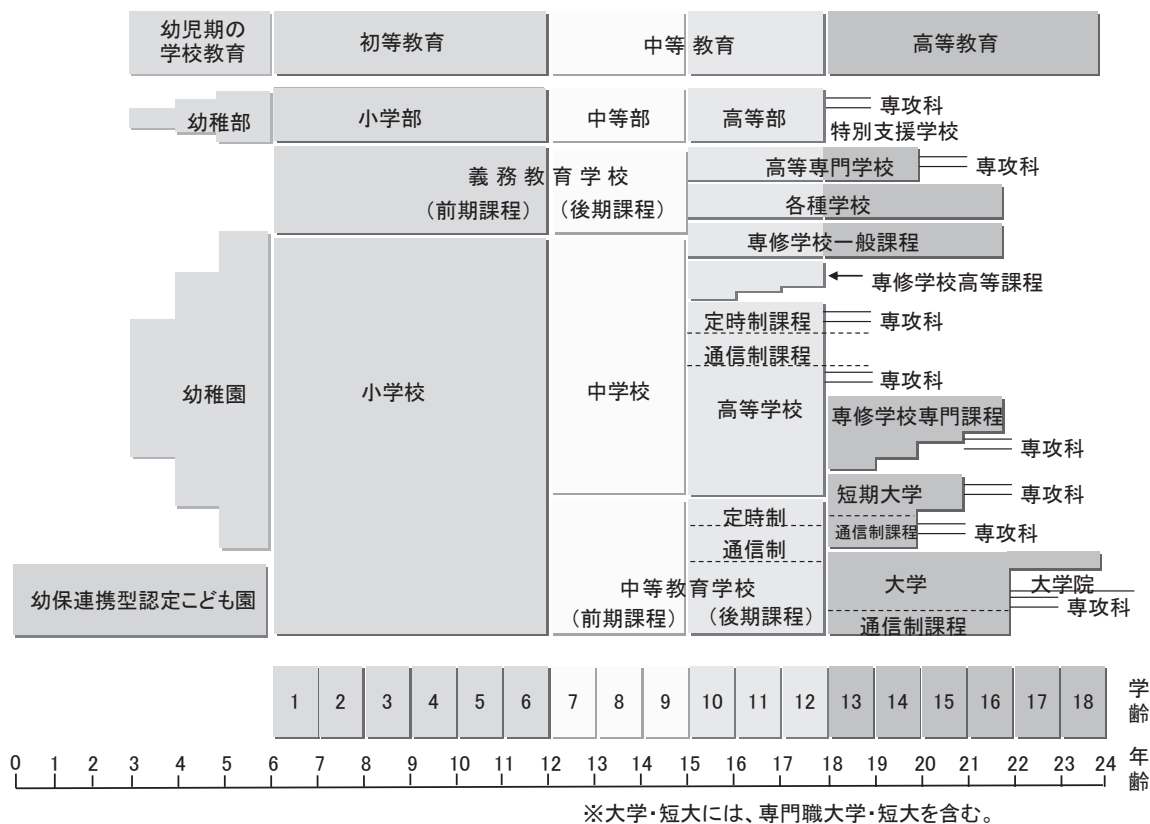
しかしながら、昭和40年代後半の物価の急騰、人件費の高騰は、設置者の自主的努力や私学助成の充実にもかかわらず、私立学校の経営に深刻な影響を及ぼすところとなり、私立学校の教育条件の維持・向上を図る観点から、昭和50年、私学団体や私学関係者等の努力によって、私立学校振興助成法が制定された。

この振興助成法は、私立学校の教育条件の維持向上、私立学校に在学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めることを目的とするものである。同法の制定により、私立大学等に対する経常費補助は、従来の、いわゆる予算補助から法律補助になるとともに、都道府県に対する国庫補助の法的根拠が明確化されることになった。

また、私立学校法第59条を改正して、公費助成に関する学校法人に対する業務、会計状況に関する報告、予算の変更及び役員了解職勧告権限についても、振興助成法において定めることになった。

このように、振興助成法の制定は、公費助成の法的保障によって、私立学校の健全な発展を図ろうとするものであり、私立学校法制定以降の私立学校に関する最も重要な意義を持つものであるといえる。

〔日本の学校系統図〕



7 私立学校関連の法律・条例・規則・告示

(1) 私立学校法

昭和24年12月15日
法律第270号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第124条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第3条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第4条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第1号、第3号及び第5号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第2号及び第4号に掲げるものにあつては都道府県知事(第2号に掲げるものうち地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長)とする。

- (1) 私立大学及び私立高等専門学校
- (2) 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- (3) 第1号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- (4) 第2号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第152条第5項の法人
- (5) 第1号に掲げる私立学校と第2号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

第2章 私立学校に関する教育行政

(学校教育法の特例)

第5条 私立学校には、学校教育法第14条の規定は、適用しない。

(報告書の提出)

第6条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

(私立学校審議会等への諮問)

第7条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項の認可をし、又は同法第13条第1項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第4条第1項の認可(私立大学又は私立高等専門学校の設置の認可を除く。)をし、又は同法第13条第1項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、同法第95条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(私立学校審議会)

第8条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第9条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第4章 資料

(委員の任期)

第10条 私立学校審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第11条 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

第12条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事参与の制限)

第13条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第152条第5項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

第14条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

(運営の細目)

第15条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

第3章 学校法人

第1節 通則

(学校法人の責務)

第16条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(資産)

第17条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(機関の設置)

第18条 学校法人は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならない。

2 学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

3 理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上、評議員の定数は6人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める。この場合において、寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならない。

4 会計監査人を置く場合にあつては、その定数は、寄附行為をもつて定める。

(収益事業)

第19条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第1項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第20条 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(住所)

第21条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第22条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第2節 設立

(寄附行為の認可)

第23条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第54条第3項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

(4) 事務所の所在地

(5) 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項

(6) 理事会の招集その他理事会に関する事項

(7) 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項

(8) 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項

(9) 評議員会の招集その他評議員会に関する事項

(10) 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項

(11) 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項

(12) 資産及び会計に関する事項

(13) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項

(14) 解散に関する事項

(15) 寄附行為の変更に関する事項

(16) 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあっては、会計監査人を含む。）は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第1項第14号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

4 寄附行為は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

(寄附行為の認可の審査)

第24条 所轄庁は、前条第1項の認可の申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第17条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前条第1項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(寄附行為の補充)

第25条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第23条第1項各号に掲げる事項を定めずに死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定め

第4章 資料

なければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により所轄庁が定めることとされた事項を定めるときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

(設立の時期)

第26条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(寄附行為の備置き及び閲覧等)

第27条 学校法人は、寄附行為を、その主たる事務所に備え置かななければならない。

2 学校法人は、寄附行為の写しを、その従たる事務所に備え置かななければならない。ただし、寄附行為を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第3号及び第4号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 寄附行為が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 寄附行為が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(学校法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該学校法人が作成した電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 債権者以外の者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第1号及び第3号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第28条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第158条及び第164条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の拠出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第3節 機関

第1款 理事会及び理事

第1目 理事の選任及び解任等

(理事選任機関)

第29条 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもつて定める。

(理事の選任等)

第30条 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。

2 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

3 理事選任機関は、理事を選任する場合に、文部科学省令で定めるところにより、理事の総数が5人(5人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数)を下回ることとなるときに備えて補欠の理事を選任することができる。

4 学校法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事の資格及び構成)

第31条 次に掲げる者は、理事となることができない。

(1) 法人

(2) 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(3) 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者

(4) この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

- (5) 学校法人が第135条第1項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から2年を経過しないもの
- 2 第33条第3項若しくは第48条第2項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第133条第10項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者（第46条第1項第2号及び第62条第2項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。
- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。
- (1) 当該学校法人の設置する私立学校（2以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか1以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第36条第3項第3号において同じ。）
- (2) その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者
- 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。
- 6 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。
- 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- （理事の任期）

第32条 理事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第69条第1項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、4年以内とする。

- 2 前項の規定により理事について寄附行為をもつて定める期間は、第47条第1項の規定により監事について寄附行為をもつて定める期間及び第63条第1項の規定により評議員について寄附行為をもつて定める期間を超えてはならない。
- 3 第1項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期を当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

（理事の解任）

第33条 理事選任機関は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、当該理事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他寄附行為をもつて定める事由があるとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかつたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があつた日から2週間を経過した日から30日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。

（理事に欠員を生じた場合の措置）

第34条 理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて理事の総数が5人（5人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事（同項の一時理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

- 2 理事の総数が5人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任する

第4章 資料

ことができる。

3 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第35条 一般社団・財団法人法第285条及び第286条の規定は、第33条第3項の規定による理事の解任の訴えについて準用する。

第2目 理事会及び理事の職務等
(理事会の職務等)

第36条 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校法人の業務を決定すること。
 - (2) 第39条第1項に規定する業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。
 - (3) この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより理事会が行うこととされた職務
- 3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な資産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備
- (6) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (7) 第100条第1項に規定する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- (8) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項

4 理事会は、前項第1号、第2号又は第6号から第8号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

(理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事)

第37条 学校法人には理事長1人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。

2 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができる。

3 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長を除く。）のうちから、理事会が選定する。

4 業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうちから、理事会が選定する。

5 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、次項から第8項までの規定に従い、学校法人の業務を執行する。

6 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

7 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。

8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。

9 理事長及び代表業務執行理事の学校法人を代表する権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の忠実義務)

第38条 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。
(理事の報告義務等)

第39条 第37条第5項の規定により学校法人の業務を執行する理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事（第94条第1項及び第2項において「業務執行理事等」という。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第40条 一般社団・財団法人法第78条、第80条、第82条、第84条、第85条及び第92条第2項の規定は、学校法人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第78条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第80条中「代表理事」とあるのは「理事長若しくは代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第82条中「代表理事」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第84条第1項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、「承認」とあるのは「決議による承認」と、一般社団・財団法人法第85条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第3目 理事会の運営

(理事会の招集)

第41条 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項及び第57条第1項において「理事会招集担当理事」という。）以外の理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求をした日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の決議)

第42条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理事会の決議は、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 第108条第1項の理事会の決議 議決に加わることができる理事の数の3分の2（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決する方法

(2) 第109条第1項第1号及び第126条第1項の理事会の決議 理事の総数の3分の2（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決する方法

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が書面又は学校法人の使用に係る電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより理事会の議決に加わることができるものとする。

(理事会の議事録)

第43条 理事会の議事録については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事（議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた2人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあつては、当該理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第1項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 理事会の決議に参加した理事であつて第1項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 学校法人は、理事会の日から10年間、第1項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

6 債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

(1) 第1項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 第1項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第4章 資料

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

7 裁判所は、債権者が前項の請求に係る閲覧を行い、又は債権者に対し同項の請求に係る書面の交付若しくは電磁的記録に記録された事項の提供を行うことにより、当該学校法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第44条 一般社団・財団法人法第94条及び第98条の規定は、理事会について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第94条第1項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、一般社団・財団法人法第98条第2項中「第91条第2項」とあるのは「私立学校法第39条第1項」と読み替えるものとする。

2 一般社団・財団法人法第287条第1項、第288条、第289条（第1号に係る部分に限る。）、第290条本文、第291条（第2号に係る部分に限る。）、第292条本文、第294条及び第295条の規定は、前条第6項の許可の申立てに係る事件について準用する。

第2款 監事

第1目 選任及び解任等

(監事の選任等)

第45条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が2人（2人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数）を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる。

3 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(監事の資格)

第46条 次に掲げる者は、監事となることができない。

(1) 第31条第1項各号に掲げる者

(2) 被解任役員

2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。

3 監事は、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

(監事の任期)

第47条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第69条第1項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、6年以内とする。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(監事の解任)

第48条 監事が第33条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第49条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第50条 監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて監事の総数が2人（2人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事（同項の一時監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

2 監事の総数が2人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第51条 一般社団・財団法人法第285条及び第286条の規定は、第48条第2項の規定による監事の解任の訴えについて準用する。

第2目 職務等

（監事の職務）

第52条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。

(3) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。

(4) この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務

(6) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより監事が行うこととされた職務

（監事の調査権限）

第53条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

（評議員会に提出する議案等の調査義務）

第54条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事会及び評議員会への出席義務等）

第55条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 第39条第2項の規定は、監事について準用する。

（理事会等への報告）

第56条 監事は、第52条第1号の監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。

2 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、監事は、寄附行為をもつて定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告しなければならない。

（理事会及び評議員会の招集）

第57条 監事は、前条第2項の報告をするために必要があると認めるときは、理事（理事会について第41条第1項ただし書の規定により理事会招集担当理事を定めた場合にあつては、理事会招集担当理事）に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第41条第1項又は第70条第1項の規定にかかわらず、理事会又は評議員会を招集することができる。

（監事による理事の行為の差止め）

第4章 資料

第58条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第59条 第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、学校法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が学校法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が学校法人を代表する。

2 第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、学校法人が第140条第1項の規定による求め（理事の責任を追及する訴えの提起の求めに限る。）を受ける場合には、監事が学校法人を代表する。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第60条 一般社団・財団法人法第106条の規定は、監事について準用する。

第3款 評議員会及び評議員

第1目 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任等)

第61条 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、選任する。

2 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない。

3 学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

(評議員の資格及び構成)

第62条 第31条第1項各号に掲げる者は、評議員となることができない。

2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。

3 評議員には、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まなければならない。

(1) 当該学校法人の職員

(2) 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの（前号に掲げる者を除く。）

4 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。

(2) 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えないこと。

(3) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えないこと。

(評議員の任期)

第63条 評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第69条第1項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、6年以内とする。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を当該退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(評議員の解任)

第64条 評議員の解任は、寄附行為をもつて定めるところによる。

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第65条 評議員が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて評議員の総数が6人（6人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した評議員は、新たに選任された評議員（同項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 評議員の総数が6人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任

することができる。

第2目 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の職務等)

第66条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

2 評議員会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。

(2) この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。

(3) この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務

(5) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより評議員会が行うこととされた職務

3 学校法人は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取又は決議を要することとされた事項について、評議員会の意見の聴取又は決議を要しない旨を寄附行為をもつて定めることができない。

4 前項の規定は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について、評議員会の意見の聴取に代えてその決議を要する旨を寄附行為をもつて定めることを妨げない。

(評議員会による理事の行為の差止めの求め)

第67条 評議員会は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、第58条第1項の訴えの提起を監事に求めることができる。

2 評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該訴えの提起をすることを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

3 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(評議員による寄附行為の閲覧等の請求)

第68条 評議員は、学校法人の業務時間内は、いつでも、寄附行為等（寄附行為、理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿及びこれに関する資料、第103条第2項に規定する計算書類等、監査報告（第82条第3項に規定する会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）並びに第107条第2項に規定する財産目録等（以下この条において「財産目録等」という。）をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる請求をすることができる。

(1) 寄附行為等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面（財産目録等を除く。）の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 寄附行為等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項（財産目録等に係るものを除く。）を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第3目 評議員会の運営

(評議員会の招集の時期)

第69条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

(評議員会の招集の手続等)

第70条 評議員会は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

3 評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する。

4 評議員会を招集するには、理事は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書面でその通知

を発しなければならない。

5 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、学校法人の使用に係る電子計算機と評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

6 前2項の通知には、第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(評議員会の招集等の請求)

第71条 評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2 評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。

(評議員による評議員会の招集等)

第72条 前条第1項の規定による請求があつた日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 第70条第2項の規定にかかわらず、前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、同項の評議員は、その全員の協議により、同条第2項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 第70条第4項の規定にかかわらず、第1項の規定により評議員が評議員会を招集するには、同項の評議員は、評議員会の日の1週間前までに、同項の評議員以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）に対して、書面でその通知を発しなければならない。

4 第1項の評議員は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、他の評議員の承諾を得て、第1項の評議員の使用に係る電子計算機と他の評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、同項の評議員は、前項の書面による通知を発したものとみなす。

5 前2項の通知には、第70条第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(監事による評議員会の招集等)

第73条 前条第2項から第5項までの規定は、第57条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「その全員の協議により、同条第2項各号」とあり、及び同条第5項中「第70条第2項各号」とあるのは「第70条第2項第1号、第2号及び第4号」と、同条第3項中「同項の評議員以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）」とあり、及び同条第4項中「他の評議員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(招集手続の省略)

第74条 第70条第4項から第6項までの規定及び第72条第3項から第5項まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員による議案の提出)

第75条 評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合。次項において同じ。）以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合。第3項において同じ。）以上の賛成を得られなかつた日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の日の20日（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その期間）前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を第70条第4項又は第5項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

3 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかつた日から3年を経過していない場合には、適用しない。

(評議員会の決議)

第76条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、第48条第1項又は第92条第1項の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第91条の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもつて行わなければならない。

4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員が書面又は第70条第5項に規定する情報通信の技術を利用する方法により評議員会の議決に加わることができるものとする事ができる。

6 評議員会は、会議の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第87条において準用する一般社団・財団法人法第109条第2項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第77条 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第70条の規定は、適用しない。

(評議員会の議事録)

第78条 評議員会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 学校法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 第1項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 第1項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第79条 一般社団・財団法人法第195条の規定は、評議員会について準用する。

第4款 会計監査人

第1目 選任及び解任等

(会計監査人の選任等)

第80条 会計監査人は、評議員会の決議によつて、選任する。

2 学校法人と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(会計監査人の資格)

第81条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。第3項第2号及び第86条第6項第3号において同じ。)又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員(次項第2号に掲げる者を除く。)の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを学校法人に通知しなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

(1) 公認会計士法の規定により、第103条第2項に規定する計算書類について監査をすることができない者

(2) 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

(3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第82条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

第4章 資料

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人（第18条第2項の規定に基づき会計監査人を置く学校法人をいう。以下同じ。）が会計監査人を置く旨の寄附行為の定めを廃止する寄附行為の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該寄附行為の変更の効力が生じた時に満了する。

（会計監査人の解任）

第83条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待つかとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によつて当該会計監査人を解任することができる。
- 3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）

第84条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第85条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

- 2 前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。
- 3 第81条及び第83条第1項の規定は、第1項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条第1項中「評議員会の決議」とあるのは、「監事の全員の合意」と読み替えるものとする。

第2目 職務等

（会計監査人の職務等）

第86条 会計監査人は、第5節の定めるところにより、第103条第2項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査する。

- 2 会計監査人は、監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。
- 3 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は学校法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 5 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 6 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。
- (1) 第81条第3項第1号又は第2号に掲げる者
 - (2) 自己が会計監査人（前条第1項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。次号において同じ。）に選任されている学校法人の役員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者
 - (3) 自己が会計監査人に選任されている学校法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者
（一般社団・財団法人法の規定の準用）
- 第87条 一般社団・財団法人法第108条から第110条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第108条第1項及び第109条第1項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「定時社員総会」とあるのは「定時評議員会」と、同項中「第107条第1項」とあるのは「私立学校法第86条第1項」と、一般社団・財団法人法第110条中「監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは「監事の過半数」と読み替えるものとする。
- 第5款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等
（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）
- 第88条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 理事が第40条において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項の規定に違反して同項第1号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
 - 3 第40条において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項第2号又は第3号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。
 - (1) 第40条において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項第2号又は第3号の理事
 - (2) 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
 - (3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事
（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）
- 第89条 役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員、評議員又は会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
 - (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 第103条第2項に規定する計算書類等及び財産目録に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - (3) 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）
- 第90条 役員、評議員又は会計監査人が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
（学校法人に対する損害賠償責任の免除）
- 第91条 第88条第1項の責任は、評議員会の決議がなければ、免除することができない。
（責任の一部免除）
- 第92条 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第88条第1項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（第94条第1項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。
- (1) 賠償の責任を負う額
 - (2) 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次

のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 理事長 6

ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 4

- (1) 代表業務執行理事及び業務執行理事
- (2) 当該学校法人の業務を執行した理事（(1)に掲げる理事を除く。）
- (3) 当該学校法人の職員である理事

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 2

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
- (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- (3) 責任を免除すべき理由及び免除額

3 理事は、第88条第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 第1項の決議があつた場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（理事会による免除に関する寄附行為の定め）

第93条 第91条の規定にかかわらず、学校法人は、役員又は会計監査人の第88条第1項の責任について、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員又は会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

2 理事は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会の決議を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1月を下ることができない。

4 評議員の総数の10分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第1項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除をしてはならない。

5 前条第4項の規定は、第1項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

第94条 第91条の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事等及び当該学校法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人の第88条第1項の責任について、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為をもつて定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事、監事又は会計監査人が当該学校法人の業務執行理事等又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 理事は、寄附行為を変更して第1項の規定による寄附行為の定め（非業務執行理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 第1項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- (1) 第92条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

(3) 第88条第1項の損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する責任を負わないとされた額

5 第92条第4項の規定は、非業務執行理事、監事又は会計監査人が第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第95条 第40条において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項第2号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第88条第1項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

2 前3条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(補償契約)

第96条 学校法人が、役員又は会計監査人に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

(1) 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

(2) 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員又は会計監査人が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員又は会計監査人が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 学校法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

(1) 前項第1号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

(2) 当該学校法人が前項第2号の損害を賠償するとすれば当該役員又は会計監査人が当該学校法人に対して第88条第1項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

(3) 役員又は会計監査人がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第2号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第1項第1号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員又は会計監査人が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員又は会計監査人に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第40条において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項及び第92条第2項の規定並びに第88条第3項及び前条第1項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法（明治29年法律第89号）第108条の規定は、第1項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員又は会計監査人のために締結される保険契約)

第97条 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするもの（以下この条において「賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第40条において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項及び第92条第2項の規定並びに第88条第3項の規定は、理事を被保険者とする賠償責任保険契約の締結については、適用しない。

3 民法第108条の規定は、第1項の決議によってその内容が定められた前項の賠償責任保険契約の締結については、適用しない。

第4節 予算及び事業計画等

(会計年度)

第98条 学校法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第99条 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

(役員及び評議員に対する報酬等)

第100条 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この条において同じ。)について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

第5節 会計並びに計算書類等及び財産目録等

(会計の原則)

第101条 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

(会計帳簿)

第102条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 学校法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(計算書類等の作成及び保存)

第103条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等(計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。))及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

3 計算書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 学校法人は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第104条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

3 前2項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告(会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第1項及び第106条において同じ。)の内容を踏まえて行うものとする。

(計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等)

第105条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。

2 理事は、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。

3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等)

第106条 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第2項の定時評議員会の日から1週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かななければならない。

2 学校法人は、計算書類等及び監査報告の写しを、前条第2項の定時評議員会の日から1週間前の日から3年間、その従たる事務所に備え置かななければならない。ただし、計算書類等及び監査報告を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第3号及び第4号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをついているときは、この限りでない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 計算書類等及び監査報告が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- (3) 計算書類等及び監査報告が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第1号及び第3号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(財産目録等の作成、備置き及び閲覧等)

第107条 学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿
- (3) 第100条第1項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 2 前項各号に掲げる書類（以下「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。
 - 3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 4 学校法人は、財産目録等の写しを、当該会計年度に係る定時評議員会の日から3年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、財産目録等を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第2号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
 - 5 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

- (1) 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- (2) 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 6 前項の規定にかかわらず、学校法人は、第1項第2号の名簿について前項各号に掲げる請求があつた場合には、当該名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除くとして、同項各号の閲覧をさせることができる。

第6節 寄附行為の変更

第108条 寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。

- 2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 寄附行為の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 第24条第1項の規定は、前項の認可について準用する。
- 5 学校法人は、第3項の文部科学省令で定める寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第7節 解散及び清算並びに合併

(解散事由)

第109条 学校法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
- (2) 寄附行為に定めた解散事由の発生
- (3) 目的たる事業の成功の不能
- (4) 学校法人又は第152条第5項の法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 第135条第1項の規定による所轄庁の解散命令
 - 2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 4 所轄庁は、前項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

5 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(学校法人についての破産手続の開始)

第110条 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算の開始)

第111条 学校法人は、次に掲げる場合には、次条から第125条までに定めるところにより、清算をしなければならない。

(1) 解散した場合(第109条第1項第4号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)

(2) 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

2 前項の規定により清算をする学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第112条 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第135条第1項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第135条第1項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第113条 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

2 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

第114条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第115条 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第116条 清算人の職務は、次のとおりとする。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第117条 清算人は、その就職の日から2月以内に、少なくとも3回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第118条 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第119条 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第120条 裁判所は、第113条の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

第121条 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 裁判所は、第1項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。
- 5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第122条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第123条 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第124条 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(残余財産の帰属)

第125条 第111条第1項の規定により清算をする学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時にあって、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
- 3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。
- 4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第11条から第13条までの規定の適用があるものとする。
- 5 第2項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第3項ただし書の処置をとるものとする。
- 6 第2項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部科学大臣の所管とし、第3項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第126条 学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならない。

- 2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第127条 学校法人は、前条第3項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、2月を下ることができない。

第128条 債権者が前条第2項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

第4章 資料

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第129条 合併により学校法人を設立する場合には、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第152条第5項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第130条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第152条第5項の法人の権利義務（当該学校法人又は同項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期)

第131条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

第8節 助成及び監督

(助成)

第132条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

(措置命令等)

第133条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第1項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第5項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第29条第2項及び第31条（同法第16条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第4項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第19条第2項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 私立学校審議会等は、第4項の規定により所轄庁に代わつて弁明を聴取したときは、当該弁明を十分に参酌して第2項に規定する意見を述べなければならない。

8 第4項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

9 第1項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。

10 学校法人が第1項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員又は評議員の解任を勧告することができる。

11 所轄庁は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該学校法人又は解任しようとする役員若しくは評議員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

12 行政手続法第3章第3節の規定及び第3項から第7項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。この場合において、第7項中「第2項」とあるのは、「第11項」と読み替えるものとする。

(収益事業の停止)

第134条 所轄庁は、第19条第1項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の

いずれかに該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- (1) 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
 - (2) 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。
 - (3) 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。
- 2 所轄庁は、前項の規定による停止命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
 - 3 前条第3項から第9項までの規定は、第1項の規定による停止命令をする場合について準用する。この場合において、同条第7項中「第2項」とあるのは、「次条第2項」と読み替えるものとする。

(解散命令)

第135条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
 - 3 所轄庁は、第1項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第15条第1項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- (1) 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等へ出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
 - (2) 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第1項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。
 - 5 行政手続法第3章第2節（第15条、第19条、第26条及び第28条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第16条第4項（同法第17条第3項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等（私立学校法第19条第2項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。）」と、同法第17条第1項中「第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、同法第20条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第1項及び第3項並びに第25条中「主宰者」とあり、並びに同法第20条第6項及び同法第22条第3項（同法第25条において準用する場合を含む。）において準用する同法第15条第3項中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等」と、同法第25条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と読み替えるものとする。
 - 6 私立学校審議会等は、第4項の規定により所轄庁に代わつて意見の聴取をしたときは、当該学校法人の意見を十分に参酌して第2項に規定する意見を述べなければならない。
 - 7 第4項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
 - 8 第1項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

(報告及び検査)

第136条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(情報の公表)

第137条 学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。

第4章 資料

- (1) 寄附行為の内容
- (2) 計算書類等、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）及び財産目録等のうち文部科学省令で定めるものの内容

第9節 訴訟等

第1款 学校法人の組織に関する訴え

（学校法人の組織に関する訴え）

第138条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

- (1) 学校法人の設立 学校法人の成立の日から2年以内
 - (2) 学校法人の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から6月以内
 - (3) 学校法人の新設合併 新設合併の効力が生じた日から6月以内
- 2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。
- (1) 前項第1号に掲げる行為 設立する学校法人の役員、評議員又は清算人
 - (2) 前項第2号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併後存続する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（吸収合併について承認をしなかつたものに限る。）
 - (3) 前項第3号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併によつて設立する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（新設合併について承認をしなかつたものに限る。）
- （一般社団・財団法人法の規定の準用）

第139条 一般社団・財団法人法第269条（第1号から第3号までに係る部分に限る。）、第270条、第271条（第2項を除く。）、第272条から第275条まで及び第277条の規定は、前条第1項各号に掲げる行為の無効の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第271条第1項中「社員」とあるのは、「債権者」と読み替えるものとする。

第2款 責任追及の訴え

（責任追及の訴え）

第140条 評議員会は、学校法人に対し、書面その他の文部科学省令で定める方法により、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を求めることができる。

- 2 前項の規定により責任追及の訴えの提起を求める旨の評議員会の決議があつた日から60日以内に責任追及の訴えを提起しない場合は、理事（理事の責任を追及する訴えの場合にあつては、監事）は、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を評議員会に報告しなければならない。
 - 3 前項に規定する場合において、第1項の役員、会計監査人又は清算人から請求を受けたときは、学校法人は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の文部科学省令で定める方法により通知しなければならない。
- （一般社団・財団法人法の規定の準用）

第141条 一般社団・財団法人法第279条、第280条の2、第281条第4項及び第283条第1項の規定は、責任追及の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第280条の2中「監事（監事が2人以上ある場合にあつては、各監事）」とあるのは「各監事」と、一般社団・財団法人法第281条第4項中「第25条、第112条（第217条第4項において準用する場合を含む。）及び第141条第5項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）」とあるのは「私立学校法第91条」と、一般社団・財団法人法第283条第1項中「又は社員は、確定した」とあるのは「は、確定した」と読み替えるものとする。

第3款 会計帳簿等の提出命令

第142条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第4章 大臣所轄学校法人等の特例

（大臣所轄学校法人等の定義）

第143条 この章において「大臣所轄学校法人等」とは、文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するものをいう。

(会計監査人の設置の特例)

第144条 大臣所轄学校法人等は、第18条第2項の規定にかかわらず、会計監査人を置かなければならない。

2 前項の場合における第23条第1項の規定の適用については、同項第11号中「会計監査人を置く場合には、その旨及び」とあるのは、「会計監査人の」とする。

3 大臣所轄学校法人等は、第68条及び第104条から第106条までの規定の適用については、会計監査人設置学校法人とみなす。

(常勤の監事の選定の特例)

第145条 大臣所轄学校法人等のうちその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもつて定めるところにより、常勤の監事を定めなければならない。

2 前項の場合における第23条第1項の規定の適用については、同項第7号中「事項」とあるのは、「事項並びに常勤の監事の選定の方法その他常勤の監事に関する事項」とする。

(理事の構成及び報告義務の特例)

第146条 大臣所轄学校法人等については、第31条第4項第2号に掲げる者が理事に2人以上含まれなければならない。

2 大臣所轄学校法人等についての第39条第1項及び第44条第1項の規定の適用については、第39条第1項中「毎会計年度に4月を超える間隔で2回」とあるのは「3月に1回」と、第44条第1項中「第39条第1項」とあるのは「第39条第1項（同法第146条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(評議員会及び評議員の特例)

第147条 大臣所轄学校法人等についての第71条、第72条及び第75条の規定の適用については、第71条並びに第75条第1項及び第2項中「3分の1」とあるのは「10分の1」と、第71条第2項、第72条第1項及び第75条第2項中「20日」とあるのは「30日」とする。

(体制の整備及び中期事業計画の作成等)

第148条 大臣所轄学校法人等は、第36条第3項第5号に規定する体制を整備しなければならない。

2 大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画（第4項において「中期事業計画」という。）を作成しなければならない。

3 前項の場合における第36条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項第6号中「事業計画」とあるのは、「事業計画並びに第148条第2項に規定する中期事業計画」とする。

4 大臣所轄学校法人等（文部科学大臣が所轄庁である学校法人に限る。）は、事業計画及び中期事業計画を作成するに当たっては、学校教育法第109条第2項（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえなければならない。

(計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例)

第149条 第144条第3項の規定により大臣所轄学校法人等を会計監査人設置学校法人とみなして適用する第106条の規定の適用については、同条第4項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。

2 大臣所轄学校法人等についての第107条の規定の適用については、同条第5項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。

(寄附行為の変更、解散及び合併の特例)

第150条 大臣所轄学校法人等においては、第108条第1項の規定による寄附行為の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）、第109条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定による解散又は第126条第1項の規定による合併の決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。この場合において、これらの規定による理事会の決議については、それぞれ第108条第2項、第109条第2項又は第126条第2項の規定は、適用しない。

(情報の公表の特例)

第151条 大臣所轄学校法人等は、第137条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 第23条第1項若しくは第108条第3項の認可を受けた場合又は同条第5項の規定による届出をした場合
寄附行為の内容

(2) 計算書類等、監査報告、会計監査報告及び財産目録等を作成した場合 これらのもののうち文部科学省令で定めるものの内容

第5章 雑則

(私立専修学校等)

- 第152条 第5条、第6条及び第7条第1項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、「又は」とあるのは「又は同法第133条第1項において準用する」と読み替えるものとする。
- 2 第5条、第6条及び第7条第1項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項前段」と、「又は」とあるのは「又は同法第134条第2項において準用する」と読み替えるものとする。
- 3 学校法人は、学校のほか、専修学校又は各種学校を設置することができる。
- 4 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第3章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
- 5 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
- 6 第3章及び前章(第148条第4項を除く。)の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第3章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。
- 7 学校法人及び第5項の法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、同項の法人及び学校法人となるために必要な事項を寄附行為に定め、所轄庁の認可を受けることにより、それぞれ同項の法人及び学校法人となることができる。
- 8 第42条第2項(第1号に係る部分に限る。)、第108条第1項及び第2項並びに第150条の規定(これらの規定を第6項において準用する場合を含む。)は、前項に規定する事項を寄附行為に定める場合について準用する。この場合において、同条中「寄附行為の変更(軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。)、」とあるのは「第152条第7項に規定する事項を寄附行為に定めることの決定又は」と、「解散又は」とあるのは「解散若しくは」と読み替えるものとする。
- 9 第24条及び第26条の規定は、学校法人に対する第7項の認可について準用する。この場合において、第24条第1項中「第17条」とあるのは「第152条第6項において準用する第17条」と、第26条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する」とあるのは「第152条第5項の法人となる」と読み替えるものとする。
- 10 第24条及び第26条の規定は、第5項の法人に対する第7項の認可について準用する。この場合において、第24条第1項及び第26条中「学校法人」とあるのは「第152条第5項の法人」と、同条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する」とあるのは「学校法人となる」と読み替えるものとする。
- 11 学校法人が第7項の規定により第5項の法人となった場合において、当該法人が第6項において準用する第143条に規定する大臣所轄学校法人等であるときは、当該法人は、組織変更の登記を行った後、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、寄附行為の内容を公表しなければならない。第5項の法人が第7項の規定により学校法人となった場合において、当該学校法人が第143条に規定する大臣所轄学校法人等であるときも、同様とする。

(類似名称の使用禁止)

第153条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、前条第5項の法人は、この限りでない。

(実施規定)

第154条 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。

(事務の区分)

第155条 第19条第2項、第23条第1項、第25条、第34条第2項、第50条第2項、第56条第2項、第65条第2項、第72条第1項、第108条第3項及び第5項、第109条第3項から第5項まで、第112条第2項、第115条、第121条第5項及び第6項、第122条、第126条第3項、第133条第1項及び第2項、同条第3項(同条第12項及び第134条第3項において準用する場合を含む。)、第133条第10項及び第11項、第134条第1項及び第2項、第135条第1項から第3項まで並びに第136条第1項の規定(これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。)、第24条第2項(第152条第6項、第9項及び第10項において準用する場合を含む。))並びに第152条第7項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(経過措置)

第156条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)

を定めることができる。

第6章 罰則

(役員等の特別背任罪)

第157条 学校法人又は第152条第5項の法人に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該学校法人若しくは同項の法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該学校法人又は同項の法人に財産上の損害を加えたときは、7年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 役員

(2) 民事保全法（平成元年法律第91号）第56条に規定する仮処分命令により選任された役員職務を代行する者

(3) 第34条第2項又は第50条第2項（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定により役員職務を一時行うべき者として選任された者

2 第111条第1項（第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定により清算をする学校法人又は第152条第5項の法人（以下この項及び次条第1項第2号において「清算法人」という。）に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

(1) 清算人

(2) 民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

(役員等の贈収賄罪)

第158条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金に処する。

(1) 学校法人又は第152条第5項の法人に係る前条第1項各号に掲げる者

(2) 清算法人に係る前条第2項各号に掲げる者

(3) 学校法人又は第152条第5項の法人に係る会計監査人又は第85条第1項（第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

3 第1項の場合において、犯人の収受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(学校法人等の財産の処分に関する罪)

第159条 学校法人又は第152条第5項の法人に係る第157条第1項各号に掲げる者が、当該学校法人又は第152条第5項の法人の目的の範囲外において、投機取引のために当該学校法人又は同項の法人の財産を処分したときは、3年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国外犯)

第160条 第157条、第158条第1項及び前条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第158条第2項の罪は、刑法（明治40年法律第45号）第2条の例に従う。

(法人における罰則の適用)

第161条 第158条第1項第3号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき社員に対して適用する。

(偽りその他不正の手段により認可を受けた罪)

第162条 偽りその他不正の手段により第23条第1項（第144条第2項及び第145条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第108条第3項、第109条第3項若しくは第126条第3項（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）又は第152条第7項の認可を受けた者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(過料に処すべき行為)

第163条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした学校法人若しくは第152条第5項の法人の役員、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、仮処分命令により選任された役員、評議員若しくは清算人の職務を代行する者又は第34条第2項、第50条第2項、第65条第2項若しくは第85条第1項（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定により役員、評議

第4章 資料

員若しくは会計監査人の職務を一時行うべき者として選任された者は、20万円以下の過料に処する。

- (1) この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠ったとき。
- (2) 理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿若しくはこれに関する資料、計算書類等、監査報告、会計監査報告又は財産目録等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- (3) 第27条第1項若しくは第2項、第43条第5項、第78条第2項、第106条第1項若しくは第2項（これらの規定を第144条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第107条第3項若しくは第4項の規定（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。
- (4) 第27条第3項若しくは第4項、第43条第6項、第68条（第144条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第78条第3項、第86条第3項、第106条第3項（第144条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第106条第4項（第149条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第107条第5項（第149条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくはその写し若しくは電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
- (5) 第49条第2項（第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的とせず、又はその請求に係る議案を評議員会に提出しなかつたとき。
- (6) 第53条第1項若しくは第2項又は第86条第4項（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による調査を妨げたとき。
- (7) 第71条第2項（第147条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的としなかつたとき。
- (8) 第108条第5項（第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (9) 第110条第2項又は第119条第1項（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (10) 第117条第1項又は第119条第1項（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- (11) 第127条又は第128条第2項（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- (12) 第134条第1項（第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して事業を行ったとき。
- (13) 第136条第1項（第152条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第136条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第164条 第153条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校（学校教育法附則第3条の規定により存続する私立学校を含む。）を設置しているもの及び学校教育法附則第3条の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの（以下「財団法人」と総称する。）は、この法律施行の日から1年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。
- 3 前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。
- 4 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

- 5 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。
- 6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第2項の期間内にその組織を変更して第152条第5項の法人となることができる。
- 7 第3項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。
- 8 第4条及び第8条第2項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第3条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。
- 9 第2項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人が学校教育法附則第3条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。
- 10 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第3章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。
- 11 第4条第2号、第6条、第8条第2項及び第132条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第6条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第7条第1項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第132条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。
- 12 学校法人立以外の私立の学校を設置する者又は学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における当該学校法人についての第18条第3項の規定の適用については、その設立の日から3年を経過するまでの間は、同項中「5人」とあるのは「3人」と、「6人」とあるのは「4人」とする。

（昭和25年3月31日法律第79号から令和元年12月11日法律第71号までの附則については省略）

附 則 （令和5年5月8日法律第21号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。
（役員及び評議員の資格等に関する経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に在任する学校法人（この法律による改正後の私立学校法（以下「新私立学校法」という。）第152条第5項の法人を含む。以下同じ。）の役員（新私立学校法第23条第2項に規定する役員をいう。以下同じ。）及び評議員については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第31条、第46条、第62条及び第146条第1項（これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、その資格及び構成については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員及び評議員についての施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日（大臣所轄学校法人等（新私立学校法第143条（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）に規定する大臣所轄学校法人等をいう。以下同じ。）にあっては、令和8年4月1日）以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における新私立学校法第31条第6項、第46条第3項並びに第62条第4項及び第5項（これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新私立学校法第31条第6項、第46条第3項及び第62条第4項中「2人以上の評議員」とあるのは「3人以上の評議員」と、同条第5項第3号中「6分の1」とあるのは「3分の1」とする。

（役員及び評議員の任期に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員又は評議員である者の任期は、新私立学校法第32

第4章 資料

条第1項、第47条第1項及び第63条第1項（これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の役員又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

（会計帳簿等に関する経過措置）

第4条 新私立学校法第68条（会計帳簿及びこれに関する資料並びに貸借対照表等（貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びにこれらの附属書類、監査報告並びに会計監査報告をいう。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）、第102条、第103条（第1項を除く。）、第104条から第106条まで、第137条（第2号中貸借対照表等に係る部分に限る。）及び第151条（第2号中貸借対照表等に係る部分に限る。）

（これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿及びこれに関連する資料並びに貸借対照表等について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の作成、備置き、閲覧、公表、理事会への提出並びに評議員会への提出及び報告については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第101条（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度の会計について適用する。

（評議員の損害賠償責任等に関する経過措置）

第5条 この法律の施行の際現に在任する学校法人の評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

（学校法人の組織に関する訴えに関する経過措置）

第6条 新私立学校法第138条（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）並びに第139条（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第269条（第1号から第3号までに係る部分に限る。）、第270条、第271条（第2項を除く。）、第272条から第275条まで及び第277条の規定は、学校法人の設立、吸収合併又は新設合併のうち、それぞれ学校法人の成立の日、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併の効力が生じた日が施行日以後であるものについて適用する。

（役員又は清算人の責任追及の訴えに関する経過措置）

第7条 新私立学校法第141条（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第279条、第280条の2、第281条第4項及び第283条第1項の規定は、施行日以後に提起された役員又は清算人の責任を追及する訴えについて適用する。

（会計帳簿等の提出命令に関する経過措置）

第8条 新私立学校法第142条（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起された訴訟における会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の提出の命令について適用する。

（大臣所轄学校法人等の特例に関する経過措置）

第9条 この法律の施行の際現に存する学校法人で大臣所轄学校法人等に該当するもの（次項において「既存大臣所轄学校法人等」という。）については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第144条第1項（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 既存大臣所轄学校法人等については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第145条（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第10条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における新私立学校法第157条第1項、第158条第1項及び第2項、第159条並びに第162条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第11条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第12条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(2) 私立学校法施行細則

昭和25年4月8日
規則第51号

私立学校法施行細則を次のように定める。

私立学校法施行細則

(学校設置申請手続)

第1条 私立学校設置の認可を受けようとする者は、学校教育法施行規則第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を具し知事に申請しなければならない。

- 1 趣意書
- 2 創立費及び設置後2カ年間の事業計画及び収支予算書
- 3 校具及び教具の明細表
- 4 教職員組織表
- 5 校地、校舎、寄宿舎の平面図及び配置図、附近状況図その他建物の構造を示す図面
- 6 校地、校舎、寄宿舎の所有権を証する公の書類、貸借契約書
- 7 校地の地質、飲料水の定性分析表（上水道使用の場合を除く。）
- 8 設置者の履歴書、身分証明書及び教職の適格を証する書類
- 9 理事会決議録、寄附行為、財産目録及び最近における事業の実績（法人経営の場合のみ）
- 10 資産証明（個人経営の場合のみ）

(授業の停止)

第2条 私立学校が1カ月以上授業を停止しようとするときは、設置者において次の事項を具して知事に届け出なければならない。但し、特別な事情がなければ、6カ月をこえることはできない。

- 1 理由
- 2 児童生徒又は幼児の処置
- 3 期間
- 4 理事会決議録（法人経営の場合のみ）

(校長および教職員の採用解職報告)

第3条 私立学校において校長を定めたときは、設置者からすみやかに次の事項を具して知事に届け出なければならない。

- 1 氏名
- 2 履歴書
- 3 専任兼任別
- 4 教職の適格を証する書類
- 5 教育職員免許状の写
- 6 採用の年月日

2 校長を解職したときは、設置者からその氏名および解職の年月日を添具して知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、教職員の採用又は解職につき準用する。この場合には第1項各号による書類のほか、担任学科を具して届け出なければならない。

(私立学校審議会の名称)

第4条 私立学校法（以下法という。）第8条第1項の規定に基く私立学校審議会の名称は、東京都私立学校審議会（以下審議会という。）という。

(委員)

第5条 審議会は、教育に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員20人をもつて組織する。

第6条から第10まで 削除

(収益事業の種類)

第11条 法第19条第2項の事業の種類は、知事の所轄に属する学校法人及び法第152条第5項の法人については、知事が定め公告する。

2 前項の公告は、インターネットの利用その他の広く都民に周知する方法により行うものとする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、東京都生活文化スポーツ局私学部において処理する。

(私立専修学校及び私立各種学校の準用)

第13条 第1条から第3条までの規定は、私立専修学校及び私立各種学校に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和25年3月15日から適用する。

明治45年東京「府令」第15号私立学校令および私立学校令施行規則実施に関する規程は、廃止する。

附 則 (昭和46年規則第276号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和46年度においては、改正後の第13条第1項中「当該年度の6月30日」とあるのは、「昭和47年1月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和50年規則第6号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第130号)

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則 (昭和55年規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第123号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年規則第119号)

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第140号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第67号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の私立学校法施行細則第5条の規程は、施行日以降に行われる委員の任命について適用する。

附 則 (平成19年規則第145号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第161号)

この規則は、平成22年7月16日から施行する。

附 則 (令和4年規則第80号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規則第172号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定（「第26条第2項」を「第19条第2項」に、「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(3) 私立学校法第19条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類

令和7年4月1日
6生私行第4243号

私立学校法第19条第2項の規定により、東京都知事の所轄に属する学校法人（同法第152条第5項の法人を含む。）の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。

第1 私立学校法第19条第1項の規定により、学校法人の行うことのできる収益事業の種類は、第2に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 1 経営が投機的に行われるもの
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 3 規模等が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 4 学校法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの
- 5 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 6 その他内容、経営方法等が当該学校法人としてふさわしくないもの

第2 収益事業の種類は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 1 農業、林業
- 2 漁業
- 3 鉱業、採石業、砂利採取業
- 4 建設業
- 5 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 6 電気・ガス・熱供給・水道業
- 7 情報通信業
- 8 運輸業、郵便業
- 9 卸売業、小売業
- 10 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 11 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- 12 学術研究、専門・技術サービス業
- 13 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 14 生活関連サービス業、娯楽業（「遊技場」に関するものを除く。）
- 15 教育、学習支援業（「学校教育」及び「学習塾」に関するものを除く。）
- 16 医療、福祉
- 17 複合サービス事業
- 18 サービス業（他に分類されないもの）

第3 前項各号に掲げる事業には、当該学校法人の設置する学校の教育の一部及びこれに類する事業、又はこれに附随して行われる事業を含まないものとする。

第4 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

(4) 私立学校振興助成法

昭和50年7月11日
法律第61号

(目的)

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第2条第3項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。

(学校法人の責務)

第3条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の減額等)

第5条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

1 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

2 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合

3 在学している学生数が学則に定めた収容定員に満たない場合

4 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

5 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第6条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の1に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第4条第1項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科(短期大学及び高等専門学校の学科に限る。)がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

(補助金の増額)

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成)

第8条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教

第4章 資料

育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第10条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第4条、第8条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和23年法律第73号)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げない。

(間接補助)

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

(所轄庁の権限)

第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 1 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 2 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 3 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 4 当該学校法人の役員又は評議員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員又は評議員の解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第12条の2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとするときは、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴かなければならない。

- 2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第4項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。
- 3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。
- 4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
- 5 行政手続法第29条第2項及び第31条(同法第16条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第3項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第12条の2第1項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 6 第3項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。
- 7 前条第2号の規定による是正命令については、審査請求をすることができない。

第13条 所轄庁は、第12条第3号又は第4号の規定による措置をしようとするときは、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員若しくは評議員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

- 2 行政手続法第3章第3節の規定及び前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(所轄庁への書類の提出等)

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人(以下この条において「助成対象学校法人」という。)は、収支予算書を作成しなければならない。

- 2 助成対象学校法人(会計監査人設置学校法人等(私立学校法第82条第3項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第143条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第4項において同じ。))を除く。)は、計算書類(同法第103条第2項に規定する計算書類をいう。第4項において同じ。)及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。)又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告(会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第86条第2項の会計監査報告)を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

(税制上の優遇措置)

第15条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(準学校法人への準用)

第16条 第3条、第10条及び第12条から第13条までの規定は、私立学校法第152条第5項の法人に準用する。

(事務の区分)

第17条 第12条(前条において準用する場合を含む。)、第12条の2第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第2項(第13条第2項及び前条において準用する場合を含む。)、第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに第14条第2項及び第4項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

[中略]

附 則 (令和5年5月8日法律第21号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和7年4月1日から施行する。

(私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置)

第20条 前条の規定による改正後の私立学校振興助成法第14条(同法附則第2条第2項及び第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る同法第14条第1項の補助金の交付を受ける学校法人(同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項の社会福祉法人を含む。))について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る前条の規定による改正前の私立学校振興助成法第14条第1項の補助金の交付を受けた学校法人(同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項の社会福祉法人を含む。))の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

(5) 都知事を所轄庁とする学校法人の監査事項の指定

令和7年4月1日
東京都告示第380号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項の規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法人（同項に規定する会計監査人設置学校法人等を除く。）が、同条第四項の規定により、都知事に提出する令和七年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書に添付する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告に係る監査事項を次のとおり定める。

平成二十八年東京都告示第五百四十一号は、令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用をもって廃止する。

令和7年4月1日

東京都知事 小 池 百合子

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうか。

令和7年4月1日
東京都告示第381号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号。以下「法施行規則」という。）第二条第四号の規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法人が都知事に提出する令和七年度以後の計算書類及びその附属明細書に添付すべき書類として、同号に掲げる所轄庁が定める書類（以下「所轄庁が定める書類」という。）を次のとおり定める。

令和7年4月1日

東京都知事 小 池 百合子

所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が法施行規則第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

(6) 東京都私立学校教育助成条例

昭和53年3月31日
東京都条例第10号

東京都私立学校教育助成条例を公布する。

東京都私立学校教育助成条例

東京都私立学校教育助成条例（昭和26年東京都条例第20号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、私立学校の振興を図るため、東京都（以下「都」という。）が学校法人に対して行う助成に関し、必要な事項を定めるほか、私立の学校の振興に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校法人」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。

2 この条例において「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、学校法人が都の区域内に設置するものをいう。

3 この条例において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。

4 この条例において「助成」とは、学校法人に対し補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で貸付金をし、その他財産を譲渡し、若しくは貸し付けることをいう。

(平12条例17・平19条例33・平19条例131・平26条例118・一部改正)

(経常的経費についての補助)

第3条 都は、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校における教育に係る経常的経費について予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

3 前項に定めるもののほか、第1項に規定する補助に関し、補助の算定方法その他必要な事項は、東京都私立学校助成審議会に諮つて知事が定める。

(その他の助成)

第4条 都は、前条第1項に規定するもののほか、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校の施設及び設備の改善その他知事が教育の振興上必要と認める事項について助成することができる。

(補助金の増額)

第5条 知事は、私立学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第3条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(補助金の減額等)

第6条 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、第3条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

1 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

2 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

3 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

2 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が前項の各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第3条第1項の規定による補助金を交付しないことができる。

(助成の申請)

第7条 この条例による助成を受けようとする学校法人は、規則の定めるところにより申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

(助成の決定等)

第8条 知事は、前条の申請書等の提出があつた場合には、その内容を審査し、助成の目的に適合すると認めるときは、助成の決定をするものとする。

2 知事は、前項の助成の決定をする場合において、その目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、助成の決定を受けた学校法人又は当該学校法人の設置する私立学校が第6条第1項の各号の一に該当する場合、申請書等に不実の記載をした場合又は助成の目的、決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合には、その状況に応じ、当該学校法人に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成がされているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(準学校法人等への準用等)

第10条 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校を設置する学校法人に対して第3条から前条までの規定を適用する場合には、第3条から第6条まで及び前条の規定中私立学校のうちには私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

2 第3条から前条までの規定は、私立学校法第152条第5項に規定する法人に準用する。この場合において、第3条から第6条まで及び前条の規定中「私立学校」とあるのは「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

(平19条例131・令7条例38・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都私立学校教育助成条例に基づき行つた助成に関しては、なお従前の例による。

(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

3 第3条から第7条まで及び第9条の規定中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人を除く。)及び同法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

(平19条例33・平19条例131・平26条例118・一部改正)

(東京都私立学校助成審議会条例の一部改正)

4 東京都私立学校助成審議会条例(昭和33年東京都条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成12年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第33号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第131号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定(「第9条」を「前条」に改める部分に限る。)及び同条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成19年12月26日)

附 則（平成26年条例第118号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

附 則（平成28年条例第21号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第38号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(7) 東京都私立学校教育助成条例施行規則

昭和53年5月19日
東京都規則第82号

東京都私立学校教育助成条例施行規則を交付する。
東京都私立学校教育助成条例施行規則

(経常的経費の範囲)

第1条 東京都私立学校教育助成条例(以下「条例」という。)第三条第二項の規則で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

- 1 教員等(私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園(以下「私立幼稚園等」という。)の園長、校長、副園長、副校長、教頭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、講師として知事が定める者をいう。以下同じ。)の給与に要する経費
- 2 職員(教員等以外の私立幼稚園等の職員のうち、知事が定める者をいう。)の給与に要する経費
- 3 幼児、児童又は生徒(以下この項において「幼児等」という。)の教育又は教員等が行う研究に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水費その他の教育研究経費
- 4 幼児等の厚生補導に直接必要な経費で知事が定めるもの

2 前項各号の経費の範囲は、知事が定める。

(平2規則105・平12規則102・平19規則23・平19規則257・一部改正)

(申請書の記載事項及び関係書類)

第2条 条例第七条で定める申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 申請法人の名称、理事長名及び所在地
 - 2 助成の対象となる事務又は事業(以下この項において「助成事業」という。)の目的及び内容
 - 3 助成事業に係る経費の配分、経費の使用法、助成事業の完了の予定期日その他助成事業の遂行に関する計画
 - 4 助成事業に係る額及び算出の基礎
 - 5 その他知事が定める事項
- 2 前項の申請書には、知事が定める関係書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第105号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二年度分の経常的経費の算定から適用する。

附 則(平成12年規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第257号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1項第1号の改正規定中「教頭」を「副園長、副校長、教頭」に改める部分は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第92号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第114号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(8) 東京都私立学校助成審議会条例

昭和33年4月1日
東京都条例第10号

(設置)

第1条 東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき東京都が学校法人に対し行う助成の適正化及び効率化を図るため、知事の附属機関として、東京都私立学校助成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、知事が任命または委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長の設置・権限)

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(9)いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日
法律第71号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 資料

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るい

第4章 資料

じめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。)」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第31条 学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[中略]

附 則 (平成28年5月20日法律第47号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。

(10) 東京都いじめ防止対策推進条例

平成26年7月2日
東京都条例第103号

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)であつて、都及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)が設置するもの並びに学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(都の責務)

第5条 都は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けて

いると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(東京都いじめ防止対策推進基本方針)

第9条 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(東京都いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 1 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- 2 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- 3 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(東京都教育委員会いじめ問題対策委員会)

第11条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。

6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(東京都いじめ問題調査委員会)

第12条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、知事の附

第4章 資 料

属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。
- 3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、知事が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。
- 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(11) 東京都育英資金条例

平成17年3月31日
東京都条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、東京都の区域内（以下「都内」という。）に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する者のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資金の一部（以下「奨学金」という。）を貸し付ける事業（以下「育英資金貸付事業」という。）を行う者を支援することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的とする。

(事業の支援)

第2条 東京都は、この条例及びこの条例に基づく東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、育英資金貸付事業を行う者として規則で定めるもの（一団体に限る。以下「指定団体」という。）に対し、その事業の実施に必要な支援を行うものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）をいう。
- 2 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校をいう。
- 3 専修学校 法第124条に基づき設置された専修学校の高等課程及び専門課程をいう。
- 4 奨学生 次条第2項に規定する育英資金貸付事業により奨学金の貸付けを受ける者をいう。

(補助の実施)

第4条 第1条の目的を達成するため、知事は、指定団体に対し、育英資金貸付事業に必要な経費について、予算で定めるところにより補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定による補助の対象となる育英資金貸付事業は、次条から第10条までに定めるところにより行うものとする。

(奨学金の借受け資格)

第5条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 1 貸付けを開始する月（貸付けの対象となる期間の最初の月をいう。以下同じ。）の初日に、都内に住所を有すること。
 - 2 貸付けを受ける者を所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第34号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として知事が定めるものがある場合は、これらの者が、貸付けを開始する月の初日に、都内に住所を有すること。
 - 3 同種の資金を他から借り受けていないこと。
 - 4 第3条第1号から第3号までに掲げる学校に在学していること（高等専門学校及び専修学校の専門課程にあっては、当該学校が都内に所在するものに限る。）。
 - 5 勉学意欲がありながら、経済的事由により修学が困難であること。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、日本国籍を有しない者は、規則で定める要件を備えていなければならない。
 - 3 第1項各号の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その一部を適用しないことができる。

(奨学金の貸付額等)

第6条 奨学金の貸付額は、別表に掲げる額とする。

- 2 奨学金を貸し付けることができる期間は、貸付けを開始する月から奨学生が在学する学校の修業年限の終わる月までとする。

第4章 資料

(奨学金の打切り)

第7条 指定団体は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを打ち切ることができる。

- 1 第5条第1項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
 - 2 東京都の区域外に転出したとき。
 - 3 死亡したとき。
 - 4 奨学金の貸付けを辞退したとき。
 - 5 不正な手続により奨学金の貸付けを受けたとき。
 - 6 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用したとき。
 - 7 前各号に掲げるもののほか、奨学金を貸し付けることが適当でないとして知事が認めるとき。
- 2 指定団体は、規則で定めるところにより、奨学金の貸付けを休止することができる。

(返還方法)

第8条 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月から起算し六月を経過した後、規則で定めるところにより、指定団体に返還しなければならない。

- 2 指定団体は、奨学金の借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付総額の全部又は一部について繰上返還を命ずることができる。
- 1 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用していたとき。
 - 2 不正な手続により奨学金の貸付けを受けていたとき。
 - 3 住所又は氏名の変更その他規則で定める事項の届出を怠ったとき。
 - 4 前項に規定する奨学金の返還を怠ったとき。

(奨学金の利子)

第9条 奨学金は、無利子とする。

(返還金の減免及び猶予)

第10条 指定団体は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

- 1 死亡したとき。
 - 2 精神又は身体の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき。
 - 3 前二号に掲げる場合のほか規則で定める事由に該当するとき。
- 2 指定団体は、災害その他の特別の事由により借受者の奨学金の返還が困難になったと認められるときは、規則で定めるところにより返還を猶予することができる。

(補助の条件)

第11条 知事は、第4条第1項の補助金（以下「補助金」という。）を交付する際に、次の条件を付するものとする。

- 1 奨学金の貸付けを受けようとする者に対して、連帯保証人を立てさせること、又はこれに準ずる措置をとらせること。
- 2 奨学生の選考に当たっては、その公正を期すため、関係機関からの推薦者をもって構成する選考委員会を設置し、奨学生の選考に関する事項について諮ること。
- 3 借受者が奨学金の返還を遅滞した場合は、督促の上、規則で定めるところにより違約金を徴収すること。
- 4 返還金の不納欠損処理は、規則で定めるところにより実施すること。
- 5 育英資金貸付事業について経理を明確に区分すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めること。

(報告及び検査)

第12条 指定団体は、補助金の交付を受けた事業について、規則で定めるところにより知事に実施状況を報告しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、その職員に指定団体における東京都の補助に係る育英資金貸付事業の業務の状況を検査させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の東京都育英資金貸付条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により、平成17年度の奨学生と決定することを予定された奨学生採用候補者として通知を受けた者（以下「採用候補者」という。）については、指定団体は、育英資金貸付事業（第4条第2項に規定する育英資金貸付事業をいう。第4項において同じ。）の奨学生として採用しなければならない。ただし、奨学生として採用しようとする際、当該採用候補者が、旧条例第3条第1項各号に掲げる要件に該当しない場合は、この限りでない。
- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定により現に奨学金の貸付けを受けている者又は奨学金の貸付けを受けた者で奨学金の返還を終了していない者については、旧条例は、この条例施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第3条第1号から第3号までに掲げる学校に平成17年3月31日以前に在学しているものであって、この条例の施行の日以降に育英資金貸付事業の奨学生として採用される者に対する奨学金の貸付額については、第6条の規定にかかわらず、旧条例別表の例による。この場合において、同表備考中「知事は特別の理由があると認めるときは、」とあるのは「指定団体は特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年東京都条例第34号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年東京都条例第130号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年東京都条例21号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都育英資金条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成21年4月1日以後に改正後の条例第3条第1号から第3号までに規定する学校（以下「学校」という。）に入学する者で新たに奨学金の貸付けを受けようとするものについて適用し、同年3月31日現在学校に在学する者で、既に奨学金の貸付けを受けているもの又は新たに奨学金の貸付けを受けようとするものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	奨学生の種類	貸付額（月額）
高等専門学校又は高等学校	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校の生徒	18,000円
	私立の高等専門学校又は高等学校の生徒	35,000円
専修学校の専門課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程の生徒	45,000円
	私立の専修学校の専門課程の生徒	53,000円
専修学校の高等課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程の生徒	18,000円
	私立の専修学校の高等課程の生徒	35,000円

備考 指定団体は特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒にあっては月額35,000円以内、私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程の生徒にあっては月額40,000円以内で奨学金の貸付額を定めることができる。

